

七月二十八日、早朝來訪、余ニ示スニ黒田之書翰ヲ以テス、書中辭職之事有り、大隈黒田ヲ訪ヒ、外務大臣ヲ辭シ、其職ヲ黒田ニ譲リ、已將サニ自退セントス、余之ニ應ゼズ、

とあるのはこれである。伊藤は飽までも大隈をして改正の衝に當らしむる考であつた。幸にも伊藤が熱心に唱道した第二の公文を發する件も、七月二十六日には遂に大隈の承諾を得た。伊藤の日記に、

『七月二十六日、外務大臣大隈ト鳥井阪井上邸ニ會合ス、公文之變換セザルベカラザルヲ論議ス、大隈之ヲ諾ス』とある。かくて八月二日各大臣及び伊藤は三田の黒田邸に會合してこの事を商議し、事は漸く決定して伊藤の意見が通つたのである。だが此の意見が通つて外人法官任用に就て歸化法が徹底すればする程、外交談判は困難になるばかりで英佛との改正談判は益々行き悩んで來た。しかも國內の輿論は少しも緩和されないで、歸化法を以て姑息のごまかし手段として、攻撃が益々烈しくなるのみであつた。こゝに於て伊藤の憂慮は益々烈しくなつた。併し飽まで自信に富み、自己の力量に信頼する大隈は毫もその成功を期して疑はない、且つ外交上何處までも強硬な大隈は若し英國が獨り條約改正を承諾しないならば、英國と條約を破棄する許りであると放言し、明治天皇にはこの旨を奏聞したと傳へられた。大隈は外交上には時に可なりの權宜を弄したことがあるから、これも權宜の言と見るべきものであつたらうが、飽まで慎重を期する伊藤は大いに驚いた。若し二三國と條約を改正し其の他の國と改正しなかつた場合、それ等の國が連合して最惠國條款を利用して我が國に迫るやうなことがあつては我は條約改正の利を受けないで改正の害のみ受けるといつて心配した。併し大隈は飽まで平氣である。改

正を承諾しない國とは舊條約を破棄して無條約國となるばかりだと聲言した。これは舊條約の期限は既に切れてゐるのだから、やつてやれぬことはない。それにそんなことをやり兼ねない大隈、これを飽まで援助する黒田が控へてゐたから、伊藤が驚いたのは無理もない。こんなことをしてはどんな國難が惹起されるかも知れないと、非常に痛心し出したのである。彼は八月十八日井上馨に書を與へてこの苦衷を述べた。曰く

去説當地ノ形勢ハ追々新聞ニ而御承知之事ニ可有之不及縷陳候得共、實ニ困リ果タル情勢ト云ノ外無之候、英國之談判ハ目下殆ント中絶之形ニ有之候趣、昨日松方ヲ傳承、同公使ハ訓令ニ率違シ、中々一步モ讓ル之氣色ナク、終ニ本國ヘ長文之電信ヲ兩日ニ涉リ發信シタルヤ之趣、又一方ニ於テハ外務大臣請謁、英國之談判到底成就無覺東若彼レ我之請求ヲ拒絶スルニ於テハ、條約破棄之外無之儀ヲ奏聞シタリトノコト、此議ハ聖上ノ吉井次官ヘ親シク被仰聞タリとの儀極密ニ承知セリ、乍去此等之事萬一モ外ニ漏洩スルニ至テハ、英政府之感覺ヲ損シ成ルモノモ不成ニ至ルヘクト、只恐懼之外無之候、實ニ爲國家憂慮不能措候へとも、當今ハ國家ヲ危險ノ中ヨリ救出スコトモ、尋常一様之手段ニ而出來ヘキニモアラス、唯默シテ形勢之經過シテ萬一ニモ不幸ニ陥落セサルコトヲ希望シテ止ム能ハサル而耳、小生十六年間樞機ニ出入シテ早晚彌縫救護之手段ニ盡力候事不少候得共此節ノ如クハ未嘗遭遇、古來忠臣之辛苦思ヒヤラレ候、昨日黒田面會、目下之形勢ハ不容易、終ニ非常之處分ヲ至于不免も難料ト申候處、同人モ其覺悟ニ而頻リニ勘考中ナリトノコトニ候故、内部ノ紛紜ノミヲ鎮定スルハ左迄ノ御苦心モ有之間布敷ト察候へ共、外ニ向ツテノ目的ヲ達ス能ハサル時ハ艱難不可謂事ニ付萬

★御注意有之度と申述置引取申候、松方も大心配ニ而到底英國不承諾ニ際シタルトキ、豫メ廟謨ヲ一定シ置キ度トノ事頻リニ盡力中ニ有之候、

小生樞機に列して十六年、かかる困難に遭遇したことがないとは彼の述懐である。私は前に伊藤と大隈の性格氣質の相違を述べ、兩人の政見の異同はこゝに基因すること多きをいつたが、この際最も能くその相違が現はれた。一は極端に悲觀し、國家の存亡測られずと憂慮すれば、一は極端に樂觀し、多年の懸案が一朝に解決されるのだと毫も憂色がない、外國との交渉が困難になればなる程、大隈の折衝振りにはあざやかになつて来る。國內の攻撃が甚しくなればなる程、大隈の勇氣は振つて来る。常陸山の足が劔の峯にかかつて初めて眞の力量……恐ろしい力量が發揮されたやうに、大隈が眞の力量もかやうの際に最も能く發揮されたのである。

伊藤は極端に悲觀し、また大隈が取つた手段にも満足してゐなかつたが、別に大隈の反對に立つて改正事業を中止させようとも考へてゐなかつた。大隈をして何とか成就せしめようと思つてゐた。これには多くの證左がある。九月に至り國內では條約反對の議が愈々烈しくなり、樞密顧問官中には改正の可否が、同院に諮詢されるのを待つて、大いに聖上の御前で反對意見を奏聞したいと冀望して居るものも多かつたが、黒田總理は樞密院諮詢を好まないで、容易にその運びにならなかつた。だが萬事に慎重を期したまうた天皇は改正の可否が喧しきを聞召させられ、樞密院に諮詢し、樞密院と内閣の聯合會議を開いてその事を議せしめたいと御考あらせられ、九月二十三日に伊藤が秋季皇靈祭を以て參朝した折、侍從長を以て御下問あらせられた。同日の日記に伊藤は秋季

皇靈祭ヲ以テ歸京參朝ス、侍從長ニ由ツテ下問ヲ辱ウス、内閣及ビ樞密院ニ命ジ、合同シテ大會ヲ開キ、條約ノ得失ヲ議スルヲ以テセラル、意見ヲ開陳シテ而シテ退ク、路次大隈ヲ訪ヒ、所見ヲ述ブ、

と記してゐる。伊藤は御下問に接して、何にも樞密院に諮詢されずとも内閣だけの會議でよろしかるべき旨を奏聞し、歸途大隈を訪うてその次第を告げたのである。尤もこの日記だけでは伊藤の意見は判じられないが、佐佐木高行の日記に、十月一日元田が來て、樞密院に諮詢の可否に就いて御使を以て伊藤に御下問あらせられたのに伊藤は今日御諮詢があつては直に破裂するから、内閣で猶も熟議させたらよろしからうとの意を奉答したと語つたと記されてある。伊藤の意見はそれで明瞭である。何にも中止させねばならぬと考へてゐたのである。天皇は伊藤が右のやうな考であるので樞密院に御諮詢の思召も思止まらせられ、それでは伊藤黒田大隈の三人が熟議して適當の所置をとつて欲しいと、黒田伊藤にもそのことを告げさせられたが、そのことは遂に行はれなかつた。かくて伊藤はやゝともすれば反對の渦中に捲き込まれようとするので、多くは小田原に避けて出でず、御下問に奉答する外は堅く口を緘してゐた。だが十月十一日にはたうとう辭表を捧呈し、優渥なる御諒も拜辭して政治上から全く退隱した。これに就てはいろいろのことがいはれる。黒田は伊藤の行爲を卑怯として大に憤慨し、大隈は伊藤を評し、面倒になると何時も俺を捨て逃げ出すのだ、今始めてでないといつてゐた。或る人は伊藤の辭職を以て反對者に通じて條約改正を中止させるためだとも觀察するものもあつた。併し恐くは彼としては全く止むを得ない處置であつたのであるまいか。伊藤は性明敏、且つ細心である。大隈のごとく樂觀的でもなければ、

彼のごとき勇氣の持合せもない。それに毀譽に關する感覺が極めて鋭敏で、輿論民望を氣にすることが甚しい。かう考へると彼が條約改正が紛糾し、是を斷行せんか國內の輿論を如何にするか、これを中止せんか既に調印國を如何にするか、大隈がいふ條約廢棄果して行ひ得るか、どうにも解決の手段が見出せないで辭表を提出したことは彼の性として無理からぬことである。彼を卑怯とするのは彼が氣質を知らないからで、彼を不信とするは彼が衷情を察しないからである。彼が十月二十日土方宮内大臣に與へた書翰は、能く彼が心情を語つてゐる。

謹啓本月十一日内閣總理大臣迄病氣ヲ以テ辭表差出、小田原ニ於テ養生仕居候處、同十六日同大臣態々下訪相成、辭職ノ儀ハ可思止懇々説諭ノ上辭表却下相成、如何共難致事情ニ付、再考何分ノ儀可申出旨相答置候處、其翌十七日侍從長ヲ以テ力病奉職可致旨蒙聖諭恐懼不知所措、爾來種々苦慮仕候得共、一昨年ノ蹉跌ヨリ昨年重任ヲ奉辭、終ニ乞骸骨ノ決心ニテ此節辭表捧呈仕候次第、來由一朝夕ノ儀ニモ無之段ハ御洞察奉願候、奉對聖諭候テハ奉恐入候得共、不日再應辭表捧呈可仕愚意ニ候間、此段御含置可被下候、本日ハ勅使下向ノ儀拜謝ノ爲參朝仕候得共御參無之ニ付、呈愚書御序ニ御執奏願置候、

#### 隅板内閣成立と伊藤

爾來兩人は朝野に分れて對戰した。第一期議會以來、民黨の中堅は何時も改進黨で、少數ながら何れも粒選りの闘士であつた。この闘士を牽るたのはもとより大隈であつて、伊藤、山縣の心肝を寒からしめてゐた。伊藤が

第二期議會の解散後、どうしても政黨を組織するでなければ立憲政治が行はれないと感じたのは、大隈が壓迫であつたといはねばならぬ。ところが時運際會兩人は三度手を握るの機會がやつて來た。

大隈は明治三十年五月大磯の東小磯に別莊を設けたが、伊藤の滄浪閣はその向にあつたので、兩人は互に往來するやうになつた。伊藤は卒然とやつて來て大隈と碁を圍むことも尠くなかつた。一緒に撮影したこともある。兩人は何時か、二十餘年前の八太郎、俊助の昔に歸り、梁山泊の昔譚に花を咲かすこともあつた。元來が親友で互に相許した間であつたので、兩人の感情はかゝることから頗る融和して來た。

さて明治三十一年一月に成立した第三次の伊藤内閣は成立當初から多難であつた。總選舉の結果反對黨の自由黨と進歩黨が絶對多數を占めた。彼は議會に何等の與黨を有しなかつた。彼は内務に芳川顯正、文部に西園寺公望、農商務に伊東已代治、逓信に末松謙澄と可なり薩長以外の出身者を網羅したが、内閣の基礎はもとより薩長に置いた。大藏大臣の井上馨が副總理の格であり、薩を代表して海軍に西郷從道が据つた。まだ、時勢は薩長を離れ得なかつた。

されど總明な伊藤は夙に政黨でなければ立憲政治は行はれないと考へ、今度内閣を組織せんとするや政黨と提携せんとし、眞先に大隈が牽ゆる進歩黨と提携を約し、大隈に會見を申込んだ。明治三十年十二月三十日大隈と伊藤は帝國ホテルで會見した。大隈は自ら内務大臣を求め、與黨のために三大臣の要職を要求した。薩長に基礎を置く伊藤はこれに應じ得なかつた。交渉五回に及んで遂に不調に歸した。伊藤は後に、予が政治談判の最も困

難を感じたのは前後唯だ二回あつた。即ち一は馬關條約の談判で、一は帝國ホテルに於ける大隈との談判であつたと語つたさうである。大隈増刊 伊藤博文公この帝國ホテルの交渉で兩人が如何に秘策を盡したかが察せられる。

大隈は明治三年以來誘はれ、何時でも内閣に入ることを拒まなかつたが、何時も條件があつた。主義政見が實行される目的が立たねば如何なる好餌にも應じなかつた。これは大隈が終生立憲的政治家として一貫した態度である。

伊藤は大隈との提携を断念して内閣を組織したが、今度は板垣退助と結んで自由黨と提携せんとしたが、これは内閣の副總理たる井上馨の好まぬところである。彼は主義からも感情からも自由黨と相容れないのである。かくて自由黨との提携も亦行はれなかつた。そんなことで曩に進歩黨を失つた内閣は、今また自由黨を失つた。伊藤内閣は議會では孤立無縁となつた。内閣と提携を断念した進歩黨と自由黨とは共同の利害によつて互に相接近し、相聯盟して内閣に對抗しようとする形勢となつた。

こんなことで第三次伊藤内閣は時代錯誤と呼ばれ、成立早々頗る影が薄かつた。明治三十一年五月三十日には外交問題で弾劾上奏を受け、六月十日内閣の生命とした増稅案は二十七對二百四十七といふ反對で否決された。伊藤内閣は戦後の經營を全うせんが爲めに、地租、所得稅、酒造稅の三を増加して三千百六十餘萬圓、鐵道電信で三百六十餘萬圓を増收するの計畫を立て、臺灣諸經費、航海獎勵擴張費、公債償還等の費用に當てんとしたが否決されたので、伊藤も他に施すの策もなく議會の解散を奏請した。

自由黨と進歩黨とは共同の敵に面した。兩黨は議會の解散によつて合同の氣運は促進されて、解散の後旬日、六月二十二日には遂に結黨式を擧ぐるの運となり、憲政黨と稱する新政黨が成立し、大隈と板垣とは手を携へて入會した。議會には絶對多數を占めた。

これを見て驚いたのは内閣であつた。六月二十四日に明治天皇御前で會議を開いて對議會策を講ずることとなつた。伊藤はこれより先き第十二議會の状況に鑑みて、政黨を基礎とせねば立憲政治の行はる由なきを痛切に感じ、首相在任のまま進歩黨を組織しようとして閣僚等に謀つたが、山縣系に屬する陸軍大臣桂太郎其他が大に反對したのでその議は止んだが、憲政黨が成立したのを見ては最早やこのままでは行かれぬので、伊藤はその進退を決するためにこの日の御前會議を奏請することになつたのである。伊藤、山縣、黒田、西郷、大山、井上等の諸元老が悉く會合した。伊藤は最早や事ここに至つては如何とも致し方がないから、自分は辭職して野に下り断然素志を遂行して新政黨の組織に著手しよう。誰か元老中の一人が代つて内閣を組織して欲しい。それとも誰も代るものがなければ、大隈と板垣とに内閣組織を命ずる外はないと發議した。だが誰も敢て伊藤に代らうといふものもなかつた。さりとて伊藤の議には不賛成で、新政黨組織を不可としたのみでなく、大隈、板垣に内閣を讓るなどとは以ての外で、政黨内閣は日本の國體に戻り、帝國憲法の精神に反くものだど激烈の議論があつた。この説は山縣や黒田によつて熱心に支持された。また桂太郎は戦後の經營を全うする爲には議會は幾度解散してもかまはないといつたといふことである。彼は自敘傳に、當時伊藤に説くに元老總出で内閣を組織して戦後の經

營を成就せねばならぬ、そのためには幾回議會の反抗を受くるとも、幾回解散を行ふともかまはない、止むなく憲法を中止してなりとも戦後の經營は忽略に付し去つてはならぬといったが、伊藤は遂に承諾しなかつたと書いてある。當時の官僚一派の政治思想が理解される。

六月二十四日の御前會議がどんな状況であつたか、如何に伊藤と山縣との間に大なる意見の相違があつたかは伊藤が翌日直に辭表を草し、總理大臣を辭すると共に爵位勲等を悉く拜辭せんことを請うたので想像されるが、近時伊藤公遺墨集に有力な書簡が發表された。これは六月二十五日に伊藤が井上に宛てた書簡で、伊藤が大隈、板垣推薦の状況が明瞭である。曰く、

貴翰之趣拜承候處、昨日御會議之席ニ於テ縷々陳上仕候通り、大隈板垣兩人ヲ御採用相成候乎、又ハ元老之中ニ而大任ニ膺リ候乎之一ニ被爲決候外無之ト極言仕候得共、何レモ不決、爲メニ最早ヤ致方無之候故、未定之儘ニ辭表俸呈仕候次第ニ有之候、其後再應被爲召候故拜調仕候處、自由黨ノミヲ用ユル譯ニハ行レヌ乎トノ御沙汰ニ付、合同ノ今日ニ相成難被行ト奉答仕リ、隈板兩人ニ相話候外無之段上奏仕候、乍去元老連如何之謬論可有之乎難計ト申上候處、元老間江御下問可被爲在トノ御沙汰拜承仕候、乍然到底小生ガ彼兩人ニ入閣ヲ依頼スルガ如キハ情勢ノ許サ、ル所タルハ論ヲ待タザル次第ニ有之候、此上尙元老連之意見御確メハ勿論可然候得共兩人江相話候事ヲ遷延シ、時機ヲ失シ候時ハ不容易事ニ立到リ可申ニ付、小生一個ノ所見ヲ以昨日辭表俸呈、且愚見上奏ニ及候事ハ今日是非面會可申入心得ニ有之候間、此儀ヲ今更相變候事ハ出來不申候間、午后早々右之

手順ニ取掛リ可申候間、此段御含置可被下候、爲其早々頓首、

伊藤は今更ら大隈と板垣に閣員として入閣してくれなどといふべきことでないことを能く知つてゐるので、老間では未だ意見がまとまらないが、愚圖々々して隈板兩人に讓閣するの時機を失しては前途どうなるかわからないといふので、自分は早々に辭表を呈出し兩人には内交渉を開始した。この書翰は二十五日の午前のもので、この日の午後八時大隈と板垣とを官邸に招いて、兩人を後繼内閣に奏薦したことを告げて承諾を求め、一朝大命が降下したならば直に兩人で御引受けありたいと述べ、兩人といろ／＼忌憚のない意見を交換したといふことである。かくて二十七日に愈々大命は大隈と板垣とに下つた。これが憲政會内閣成立の顛末である。

伊藤が大隈と板垣とを奏薦したのを以て伊藤の政略とし、伊藤は兩黨の結合が混然と融和しない中に政権といふ大きな餌を與へて兩黨をして餌食争を起さしめ、その隙に乘じ一舉にこれを粉碎せんと欲したのだといふものがあつたが、これは後の結果を見ていつたことで、伊藤にそんな権略があつたとはこの書翰を見ても思はれないのである。のみならず伊藤は政黨嫌の山縣一派によつてどんな妨礙が現はれんも知れずと思つて、隈板兩人に政権の受授を急いだことが分るのである。彼は確かに政黨を理解し、隈板兩人の知己で初期政黨内閣の恩人であつたのである。

この後に於ても大隈と伊藤は握手したこともある。明治三十五年十二月伊藤は桂内閣の手段に憤慨し、大隈と結んで桂の提案を議會で悉く否決させたこともあつたが、その提携は長く續かなかつた。それで伊藤は心ならず

も山縣と結び、桂と手を握り、大隈とまた陣頭に見ゆるといふのが例であつた。かうなつては志は合ひ主義が協うた人が離れ、志が違ひ主義を異にする人が却て合するといふ狀となつたのである。私はこれが明治の政治に無理があつた、憲政がそのまま行はれなかつた所以であるとなすのである。

大隈と伊藤との關係を回想すると兩人は丁度相愛する男女關係のやうなもので、放つて置くと自然に一緒にならうとするが一緒になれば屹度喧嘩する。それは兩人の性格が餘りに相違するからである。また聰明にして氣の弱い伊藤は、熱烈なる闘志を藏する大隈と離れば自分の身が危くなる否な國家が滅亡するといふので、心ならずも大隈を捨てて餘り尊敬もしない黒田や松方と合し、さては厭で厭でたまらぬ山縣や桂とも一緒になるといふ風であつた。伊藤にしては時勢のまゝならぬに長歎息したことであらう。

## 八井上馨

大隈と井上馨とは、徴士參與職外國官事務局判事として長崎に在勤した頃からの友人で、極めて親密の間柄で兩人はその性情に於てどこかに共通點があつたといはれた。大隈が梁山泊時代には大隈が門内の長屋の一室に住ひ、居室三尺膝を容るに足れば可なりと豪語してゐた。彼が中井弘藏の妻……既に離縁されてゐた……と出来あつて結婚せんとし、大隈に終身借老同穴の契りを結びますといふ一札を差入れたといふのもこの頃である。彼が元旦參賀の禮服を所持しないで、大隈に借用を申込んだのもこの前後であらう。

元旦着服の品、伊藤之分引當仕居取寄候處ニ夏物ニ而礪と差障當惑至極、何卒明日御不用之直垂拜借相成間敷哉且烏帽子も無之偏ニ御心入之程奉希上候、右御願迄御坐候頓首、

二十九日

尙々本文烏帽子、直垂拜借被仰付候儀ニ候ハ、此者江御渡方は祈、

海運橋奥ノ井上

## 大隈 様

後に三井を頼使した井上も元旦の禮服がなく、當てにしてゐた伊藤のものは夏物といふ始末、大隈に借用を申込むといふ態であつた。

また大隈と井上とは久しく同一官廳で働いてゐた。大隈が大蔵大輔の時は彼は造幣頭であつた。大阪造兵寮の創建は専ら彼が擔任であつた。大隈が民部大輔を擔任するや、彼もまた民部大丞を兼任し大隈と毀譽を分つた。

明治四年八月大隈に代つて大蔵大輔となり、廢藩置縣後の財政整理の任に當つて偉大な手腕を示した。大隈は參議となつても大蔵省は大隈が所管であつたので、井上とは關係が益々深くなつた。彼は明治六年五月財政上の見を異にして朝廷を去つたが、明治十一年には大隈が非常の盡力で參議に登用された。明治十四年の政變で朝野に別れて長く政敵となつたが、その友情は變らない。明治二十一年、明治二十九年、明治三十一年と伊藤が大隈と握手せんとする時兩者の間に立つたのは何時も彼であつた。彼は伊藤の最も親しき友人として、何時も自由黨

が嫌ひで大隈に好意を寄せてゐた。その點伊藤の隨一の子分伊東巳代治が、何時も自由黨好きで大隈に反對してゐたのと好對象をなすのである。以下書翰を中心として、これ等の關係を述べよう。

井上の大藏大輔退職と大隈

明治六年五月井上馨が大藏大輔を辭し、暴露戰術を以て大問題を惹起したことは前章に述べたが、彼がこゝに至るまでには幾度か各省卿や參議と衝突し、その度毎に大隈が間に入つて雙方を宥めて漸く事なきを得しめたのである。だが積極主義の大隈には兎角消極主義の彼を抑止する傾向があつたので、大隈にしてそんな考へでは最早や施すの手段がないといふので、たうとう崩壊玉を破裂さして辭表を提出し、あまつさへその理由を公表して財政の現状を暴露するといふ非常の處置を執行したのである。彼がこの年四月十九日大隈に與へた書翰がある。決心斷行前に於ける彼が憤慨の狀が想像されて面白い。

昨日ハ御公務中御妨申上候、外見より思慮仕候得ハ實天下危難不可計時機再來候歟と懸念之餘、過慮ニ涉候而失言迄も不顧、犯顏候次第ハ不惡御含置可被下候、如斯申上候も老兄之外信從スル人も無之不得止次第ニ御坐候、且世間よりも識者も先醒を賣ル別て深ク、愚者も先醒ハ威權アル人と思考候故、他日自然と時機御了誤有之候ハ、知愚賢不肖共ニ其責任ハ先醒へ歸シ可申候、昨日も申上候様假令公務上にて如何程抗論激談仕候とも、是ハ不得止次第、併從來之朋友間交際ハ飽迄相續キ

候而眞ニ知己之人と相考候間、決て於劣弟敢て心膽ニ刻シ候間、其邊ハ先醒ニ於ち御見捨なき様奉祈候、實ニ此機事ヲ誤ル再ビ不可收ニ至リ可申候間、幾重も二十五日迄之間屹度御處分相付、當年ハ四千九百三十萬餘ニテ不足不相立様、明年よりは凡四千萬圓位にて屹度歳費相濟候様、第一之御ケ條ニ御書載有之候様無之テハ眞ニ國家之基礎相立候様ハ無之候、深ク御注意可被下候、外ニ祿制一件と生之便節歸朝之日迄之事ハ別ニ御約條仕置度候、  
略下

四月十九日

匆々拜白

大隈 盟 賢 兄

馨

といふのである。彼がこの問題を以て大隈を訪ねて激論した様が考へられる。彼は天下の危難再來すべしと深憂しその説の行はれざるを憤慨しながらも、尙ほ大隈に懇々とし信從するに足るものは先生一人であるといつて彼が反省を求むると共に、假令公事を以て激争することあるも、私交上に於ては決して論ることなきやうにと冀望してゐるのは、彼が興奮激越の中にも、また大隈に對する美しい友情が見らるるのである。しかし彼が議行はれず、六年五月十四日遂にその職を免ぜられたことは前述のごとくである。

井上が免官後も大隈は舊誼を忘れないで、彼が爲めに種々と盡力して何處か適當の地に置かうと心配し、いろいろと三條大臣に談じてゐたらしい。三條が同年六月十八日大隈に與へた書翰は、その消息を語るものである。不順之時令ニ候處益清適大賀候、昨日内話有之候井上馨之義熟慮仕候處、同人之義ニ付而ハ同僚中ニも追々物

議も有之、虚心平氣之公論ニ難至殆苦慮仕候事ニ御座候、昨日之事も必らず異論紛々相生、所詮一定も如何と存候、就而は同人義奉職中失誤も有之候得共、従前之功も亦不尠義、且ハ其材能も非常有用之物ニ候得は、格別之譯を以テ此節奥州邊土木之御用被相命候様、足下竝陸奥前島等ノ書面ニ爲シ建言相成候而は如何哉、左候ハ、於拙者も精々議論可仕候、唯内談ニ而は却而六ヶ敷歟と愚按仕候間、先以此段申入候、尙篤與勘辨有之度候、草々不備、

六月十八日

大隈 参議殿

實 美

大隈が如何に井上のために心配したか。井上が如何に廟堂で人望がなかつたか。三條が如何に公平で人材を愛するに厚かつたかが想ひやらるるのである。

### 尾去澤疑獄事件

明治六年から八年にかけて尾去澤銅山事件が起つて井上が窮地に陥つたことがある。この事件は井上が大藏大輔時代に官權を以て南部藩の村井茂兵衛所有の尾去澤銅山を奪ひ、且つ南部藩の古證文を利用して茂兵衛の財産を差押へて茂兵衛を破産せしめ、銅山は自分の子分の岡田平藏に拂下げたといふのである。茂兵衛は憤つてこれを司法省に訴へた。司法省では井上と仲の悪い江藤新平が卿であつたので早速これを受理し、河野敏鎌、島本仲

道などの硬骨連にその取調を命じた。取調の結果怪しいことが多いので、井上に對して嚴重の處分をしようとしたが、何分長藩の首領木戸などが彼の後へにあるため、思ふやうには進行しなかつた。江藤が司法卿を罷め大木喬任が代つたが、この事件は決定されないでいろ／＼と紛糾した。井上もこれには大いに困難した。彼に如何程の罪があつたかは知らないが、兎に角法律上や手續上に多少の落度のあつたことは事實であつたので、嚴正な法廷に呼出され、容赦なき審問、しかも最初から彼に好意を持たぬ判事等の審問に遇ふことには頗る困つたらしい。それで大隈にその情を告げて、司法官の無情を訴へ司直の手を緩めしめんことを切りに請うた。これは明治八年三月十五日井上が大隈に與へた書翰で明らかである。

○前 其節愁願申上候、尾去澤クレームヨリシテカ、方々野生之三年來遊跡等探索候様子、終ニ昨日は岡田方へ至り帳面モ相改メ候由、勿論野生身ニ於て左程後暗き所行も不仕、何も恐怖は決て不仕候へ共、如何ニ疑惑候迎も限アル者歟と奉存候、如斯政府ノ疑を受如何ニも遺憾切齒之至ニ候、併不才不徳と雖小人ノ亂心と同一に看做サレ候事口惜事ニ御座候、最早右山も野生は丸テ離レ既ニ工部省江は平藏ノ返上之書面モ差出シ候事故、左迄御疑念無之とも可然哉ニ奉存候、十三年來一身を捨國事ニ委身、終ニ如斯レビユテーションモ保護を不得、實ニ無情之極と奉存候、最早定て不遠内司法ヲ呼出し詰問も可有之と覺悟罷在候、併何卒舊知を被思召出、大木邊江も可然御辨解事平穩ニ相濟ミ、司法江呼出シナシニ相濟候得バ無量之仕合と奉存候、如吾輩一身ニ權ナキ人ト雖余リ無情と奉存候間、可然御含被下候而御保庇を蒙り度、伊藤江過日粗相咄し置申候、何分御

大隈重信

依頼申上候、何レ不遠内出東之上ハ拜謁萬可申上候、早々拜白、

三月十五日

馨

重信殿

また三月二十九日には、次の書面を與へてゐる。

過日来毎々拜趨、種々私情愁訴候而早速大木先生へも御咄シ被下候由ニ而、彼の方も古川江調印候而口上差出シ候ニハ不及との事ニ而、夫成止ミ之氣色ニ候由、誠ニ以偏ニ先生之御高庇を以、是レビユテーションモ保存シ、御厚誼之程決して忘却不仕候、實ニ不徳之性質ニ而斯迄怨望を受候次第遺憾至極ニ御座候、爾後大木君江も罷出候而い曲情實も吐露仕置候、乍此上御保護奉懇祈候、

といつて、大隈が彼の懇情を容れて大木司法卿を説いたことを感謝してゐる。

木戸は自分の最も愛する井上のこの事件には頗る心痛し、何とかして早く結末をつけたいと考へてゐた。彼は素より井上を疑はない。元來行政上の誤りで何も私心、私情あつてのことと思はない。罰金刑位で治るなら一日も早く定めてしまひたいとあせつてゐたが、中々さう簡單には行かなかつた。板垣退助は參議として強硬の説を唱へ、河野敏謙は裁判官として生やさしい妥協手段に乗りさうもない。飽くまで嚴正な處置を執らんと決心してゐる。木戸もこの形勢に困つて、井上とこれまで事を共にして來た澁澤榮一や陸奥宗光の兩人をして河野に當時

の大藏省の事情を説明せしめて、その了解を得しめようとした。明治八年三月三十一日木戸が伊藤に與へた書翰は、その間の事情を説明してゐる。

過日来度々御光來奉謝候、さては世外一條ニ付煩念いたし候間、今日は推而參院、萬事御相談可致と相考候處御不參に付殘念千萬に奉存候、板之論に而は世外裁判官面前に而公然陳述候方、公平至極に而可然との事に御坐候得とも、例之内情を相察候而は、於弟も甚不安心に相考候ニ付、必竟世外を出候事を不相好は別人より承知候處に而は裁判官有心と申説も御坐候云々ト相論シ候末、澁澤、陸奥兩人之内よりプライベートにして河野へ面會を申入、右兩人中より大藏當時之有様を得と相論じ候はゞ、世外云々之處も相分り可申と申事に而、此段板より土方を以河野へ申込置候都合に御坐候間澁澤陸奥へ老兄より従前よりの都合得と御示諭被成置被下候様希望仕候、又々行違候と大に不都合相生じ申候、先は爲其取急如此御坐候、草々頓首、

三月三十一日

澁澤陸奥兩人はプライベートに而同人どもより面會を申入候而成行を相語り候と申都合に御坐候間、左様御舎二氏へも御通し可被下候以上、

博文様 極内密 至急

孝 允

と木戸が痛心のさまがわかる。例の内情を相察し候而は甚だ不安心に相考候ともある。それで澁澤と陸奥に頼んで河野に内談せしめようとしたのである。併しこれは河野に峻拒されたので取消し、破裂も止むを得ないといふ

八井上 馨

ことにまでなつたらしい。このことは同日再び木戸が伊藤に與へた書簡で明瞭であるが、餘りに煩はしいのでこれを略する。木戸孝  
允文書

大隈も井上の懇情もだがたく、且つ事は大蔵省で起つたことだから、當時大蔵卿であつた關係からこの事件は大蔵省で調査しようと大臣等に申出たので、木戸も大いに喜んだ。そのことは木戸が四月十四日川路利良に宛てた書面に『今朝も御嘶仕候通、大蔵卿よりも大臣公へ大蔵に而一應取調らへ必竟事務上より  
起る事に付如此可仕趣も申出候由公論と相  
考へ申候尙又如別番申出候ものも有之、是も大蔵卿之説と一致に御座候』とあるので知られる。元來大隈の考へは昔日譚でいふごとく、井上が廢藩置縣の際、あの紊亂に紊亂を極めた各藩の財政を中央政府にまとめ、一年や一年半で整理したのであるから多少の過誤は免かれまい。その過誤を以て彼が功績を没し、それを罪科に問ふがごときはよろしくないといふのであつたので、井上のためにいろいろと心配したらしいのである。大蔵省調査といふこともかやうの考へから起つた。大木司法卿にもいろいろと説いた。同年十一月二十三日井上は大隈に、過日は御妨申上候、陳ハ其節懇願仕置候司法省一付ニ付而は、實以生一人殊之外迷惑ナノルもレスベクトも被汚穢、且此上大審院等之上告を蒙り候得は四五ヶ月之束縛を蒙り候事故、何卒御仁恕を以御拂金被下度奉祈候、大木先生裁判官を御説得有之候由、山田より承り候得は其命に應シ間敷由ニ候間、右御説論ニ應シ不申候ハ、最早夫て事濟候様、御方向御付被下度候、此儀ハ生涯之懇願ニ候間、偏に御保庇を仰之外手段無之候間、御憐察を以て御盡力奉祈候、

と訴へてゐる。御拂金云々とは村井へ還付の二萬五千圓の支出を大蔵省に請うたのである。かくて三年越の大疑獄も何分廢藩の混雜まぎれに起つたことで、固より井上を罪すべき證據もないので、明治八年十二月二十六日東京上等裁判所の判決で、井上は第三從で情を知らないといふ理由で三十圓の贖金で事が終つた。井上はその翌日元老院議員に任ぜられ、年俸四千圓を下賜せられ、特命副全權辦理大臣として黒田清隆と共に朝鮮に使して、尾去澤事件の不面目を拭うた。

## 三井組の保護に就て

維新以後明治政府は小野組、島田組、三井組等の富豪に特別の保護を與へ、租税その他の官金の出納を取扱はしめた。これ等の富豪はその預けられた官金を資本として爲替會社を組織し、これに民間の預金を集めて事業を營み或は貸出しもしてゐた。廢藩以後政府は財政の整理と共に漸次官金には抵當を徵收することとした。それが少しく急激に互つたので明治七年に至り小野組先づ閉店し、島田組が尋いで休業し、三井組も危険に瀕して來た。これは官に納むべき抵當がないので、官金は預けられないで引上げられる。かうなると民間の預金は引出さるのみで新に預けられるものはないから、會社はたまらない。井上はこの時大蔵大輔を罷めて實業に従事してゐたが、三井組の危険を見て必死の運動をなし、大蔵卿の大隈にその保護を教願した。彼が明治七年十一月二十日及び十二月七日の書翰はよくこの消息を語る。

大隈重信

毎度拜趨御邪魔計申上候、昨宵伊藤江面會候而内情を相語り置候間、乍此上一軒之燒留り御注意候て、三井之方御保護奉祈候、銀行之方ハ多分昨日も澁澤へ面會候而夫々引當物も粗相片付申候間御安心可被成下候、昨日承り候得は最早小印之御用向は御取揚之御沙汰も可有之由、然レ共餘リ至急ニ御處分被下候而は防禦にも差岡且各縣江差懸候而は出張人銘々一身上之覺悟候而、不容易政府之御損失歟と奉恐察候、何分ニも四方江検査之人御派出被成候而、夫々御引メリニ而も候上ニ無之而は双方御損失歟と奉存候、何分ニも深ク御注意被遊候而御處分備ニ奉願候、先ハ御願迄勿々拜白、

十一月廿日

重信様

馨

小野組一軒の燒止まりにて銀行(第一)や三井組に類燒することなきを懇願し、小野の處分も急激に失することなきを冀望したのである。また十二月七日の書簡は、

益御多祥御精奉敬賀候、生も過月二十八日チリニテ出帆、三十日朝著神戸仕候、御放慮可被成下候、滯在中は毎々罷出御厄介を蒙り奉謝候、漸外事相濟候得は又小野分散之事件差起り、別て引續き御心配之事計と奉恐察候、爾後三ツ井モ随分取付烈敷様子ニ候得共、只々此上小野と組合之損分三井へ懸リサへ不申候得は、且々取渡可申胸算ニ候間、實ニ三ツ井之爲ニあらず、銀行御保護之主意ニ候、銀行御護日本人民モニトランサクシヨン(金銭取引)之便利ニ候、小野閉店以來近來殊之外不融通を生シ、コンマルシャル上之不便不一方、此上

三井井銀行モ同様成行候而は、日本之クレジットハ地ニ落チ、且金銀ハ最早地中へ穴ヲ作り入置候外手段無之候間、申上候も疎ニ候得共、實際上ニ付テ之御處分奉仰候、其處分ハ只三井江小野之損分相懸リ候と否ニ有之可申候と愚考仕候、略下

十二月七日

重信様

馨

といふのである。これは井上が三井のため代辯大いに力め、小野組の損失の三井組に及ばざる様に大隈に盡力を懇請したのである。この時に當つて三井組の取附も可なり烈しく、その存亡は一に小野の損失を及ぼすか、否かにかゝつてゐるので、井上は只管その損害の負擔を及ぼさぬやう、つまり小野の一軒燒けに止めんと必死に運動したのである。日本一を誇る三井王國も明治初年にかゝる危機があつたことを忘れてはならない。

井上馨の參議任官に盡力す

井上は明治九年四月歐洲差遣を命ぜられて彼地に漫遊してゐた。これはもとより彼が意でない。歸朝しても仕方がないからであつた。然し明治十一年五月大久保利通が暗殺されたので、大隈は木戸逝き大久保斃れた後の人材なきを思ひ、切りに彼を推獎し電報を以て呼び戻したのである。だが彼が就任は容易でなかつた。彼の最も有力な反對は侍補方面から起つた。吉井友實、元田永孚、佐佐木高行等の侍補は悉く起つて強硬に反對した。

八井上馨

申すも恐れ多いが、明治天皇は井上の参議登用には頗る躊躇あそばされた。これ等の困難を推し切つて井上の任命を見るに至つたのは全く大隈の盡力であつた。

大隈が後年語る處によれば井上が参議の内命を受けて歸朝したので、三條はこれを奏して参議に任ぜられんことを請うた。天皇は奏聞に接して頗る御不快の御様子で、卿等は誰の命令で井上を召還したのか、それは大臣の權であるのかと聲色共に厲しかつた。三條は痛く惶恐して一言もなく退出した。さう困つた、これを岩倉右大臣に告げ、岩倉は諸参議に相談したが、誰も恐懼するのみで語を發するものがない。今更井上を斷る譯にも行かぬどうすればよろしいのか。それで岩倉は参議首席の大隈をして再び天皇に奏請せしめようとした。さすがの大隈もこの役目には困つて固く辭退したが、岩倉が懇請して聞かないので、それではといふので、明治天皇に拜謁して奏陳することとなつた。

大隈は意を決して参内した。謁見を許されて御學問所に伺候すると、天皇は直ちに汝のいふことは判つてゐる聽かないでもよろしい、汝も亦井上がために説かうとするのだらうと御聲も厲しい。總明な天皇は早くも大隈が不時の参内の理由を察せられたのである。そこで大隈も毅然と左様であります。併し私は獨り井上の爲めに申すではありません、在朝の大臣、参議のために申上げるのであります、陛下聖明維新の功臣を優遇し能くこれを信任したまふ、然るに獨り井上のみ信任したまはぬは如何なる理由でございませうか、井上には果して何の罪がありますか、若し井上に罪ありとせば、斷然これを罰したらばよろしうございませう、若し罪なしとせば彼が材幹

を思ひたまへ、今在朝の大臣参議悉く彼を奏薦してゐます、然るに陛下これを聽許遊ばされねば、これは陛下がかれ等を信用したまはぬこととなるのであります、私は大臣となつて君に信用されないので、政治を爲すものあることを聞いたことがございませぬ、陛下諸臣を寵して顯官榮譽を以てせられても、これを信用せられなければ尸位素餐であります。諸臣これを恥と致します、請ふ今日限りで骸骨を賜はりたまへ、後進のために賢路を避けましやう、と申上げた。

天皇は靜かに黙して御考へあそばされたが、やゝしばらくして汝のいふことは判つた。尤もだと仰せられて早速に御裁可遊ばされた。大隈は悦んで退出して岩倉に告げた。岩倉は非常に歡んでこれで漸く安心したといつたさうだ。大隈は後年このことを回顧して、明治天皇四十年の間に於てこの時程天威雷霆のごとく、烈しきを拜したこともなく、この時ほど奏聞進言するに苦心したことはないと言はれたさうだ。

以上は牧野謙次郎氏が大隈の直話として先朝遺聞の中に記することである。不幸にしてこの談話を證する手紙の類を見ないが、しかし大隈が昔日譚に記するところによつてもやゝ想像されるのである。佐佐木の日記に

井上が参議就任には侍補の吉井、元田、土方、佐佐木は異議を唱へ、参議の黒田、川村も反對したが、大隈が井上を採用せねば自分は辭職すると唱へ、遂に三條、岩倉も已むなく採用するに決したのである、

とある。大隈は昔日譚に『當時宮中にあつた肥後の人で、元田といふ人、この人がどうも井上を喜ばなかつた、この點は我が輩も同様に喜ばれなかつた。井上毅も感情上餘り井上を喜ばなかつた、温厚な吉井、土方等も大隈

に嫌つた、かういふ風に井上は宮中方面に於ても頗る四面楚歌に陥つてしまつた、そこで井上が外國から戻つて来てこれを内閣に入れようとしても、肝腎の陛下の御裁可が無いといふ有様であつた、そこで我が輩が大いに力を盡くして再び政府に入らしめた、井上と我が輩とは從來の友であつたが一度離れなければならぬこととなつた、しかしこゝで又我が輩が多少の力を致してやつたので、井上は我が輩を徳としてゐたやうである」と語つてゐるのは、大隈佐佐木のいふことと同じい。然し佐佐木は黒田、川村は反對といつてゐるが、大隈によれば黒田は内心井上を喜ばなかつたが、井上を野に置くは國のために不利であるとし、且つ一方薩長の友誼上からも熱心に井上を推薦してゐた。彼は「人には何でも夫々癖はあるが、勝れた所もあるから」と熱心にその起用を主張したといつてゐる。どうも大隈のいふことが事實に近いやうである。

### 九 江藤新平

大隈と江藤は大木喬任、副島種臣と共に佐賀の四傑と稱せられ、在藩中からその志を同じうし、維新の風雲に際會して共に中央政府に乗り出し、各々特殊の材幹を以てグン／＼とその地位を作つた人だ。不幸にも大隈と副島大木とはその主義性格の相違から早くも乖離するの風があつたが、大隈と江藤とはその官を異にしその任とする所も違ひ、また特別の親交があつた譯でもないやうだが、兩者互に相重んじ、その主義と精神に於ては確かに一脈の通ずるものがあつたことは事實である。江藤が明治五年司法權の獨立を主張し裁判所増設問題で大隈大輔

井上馨と正面衝突を起し、六年一月江藤が憤激して辭職を申出た時に、三條を輔佐して兩者の間を調停したのは大隈であつた。大隈は井上が財政の急迫を稱して江藤の要求を認めないので、新に明細な財政表を作り井上の説を誤謬なりとし、司法省の要求の當然であることをいつて江藤の主張を通過したのである。大隈と井上との關係……大藏省では大隈が部下で共に木戸の親友であつた……を知る者は、この問題に於て大隈が如何に公平であつたかを知るであらう。

かく大隈と江藤はその主義精神に於て一脈互に通ずるところあり、共に薩長の間を介在してその地位を占めて來たが、征韓論に於て先づ意見の相違を來し、遂に和するの機會なく佐賀の亂で敵味方に分れ、遂に江藤の泉死となつて終つたのは是非もないことで、大隈が終生の恨事としたことである。大隈は後年まで江藤の最後を思ふことに黯然としてゐたさうだ。

江藤の處刑に就て第一に非難されたのは大久保利通である。それは多少の理由があるかと思ふが、第二に非難されたのは大隈である。大隈が當時の佐賀人に怨まれたのは事實であり止むを得ぬことに思はれるが、今日歴史家から非難されるのは實は見當違ひのことである。講談師を例に取るも如何がとも思ふが、伊藤痴遊は、若し當時の政府に侃々諤々の議を唱へて大久保に反抗し得るものがあつたならば、或は江藤の死は免れることが出來たかも知れない、然るに當時の在官者は皆大久保の前に叩頭跪拜する連中ばかりで、一人の立つて江藤の爲に其冤を訴へて呉れる者がなかつたのは甚だ遺憾である。大隈重信が晩年になつて頻に江藤の人物を推稱

し、其最後に同情した如きことを言ひ觸らして、當時に於ける自分の立場を辯疏して居たが、それは甚だ怪しからぬことだ、若し大隈がそれ程に誠意を以て江藤を見てゐたのならば、何故あの際に江藤を救はなかつたのであるか、縦令力は久保に及ばずとも、此點に就て擔當の力を盡したことが少しでもあるか、當時に於ては久保の権力の前に跪拜して何事も緘黙を守つて居り乍ら、四十年も経つてからさも江藤の最後に同情したるが如きことを言つて世人を誤魔化さうとしても、當時の歴史を知つてゐる者はさうした誤魔化しは許さぬ、といつて、随分ひどく大隈を攻撃してゐる。だが私が痴遊に反問したいのは、大隈は何時自分の立場を辯疏したかといふことである。先づその證據を示して欲しい。若し證據がなくて人を責むるのは纒訴に等しい。それに元來歴史上のことを論ずるに、時代を離れ時勢を見ないで、今日の勢から、若しくは今日の標準から論じ得るならば、どんな痛快の議論も立てられる。昔の儒者などの史論にはこの類が多い。併しこれでは議論が如何に立派であつても歴史としての價値はない。痴遊の論も全くこの類であるまいか、痴遊は當時の時勢に就て考察したであらうか、今日の考で當時を論じたのではあるまいか。

## 大動亂を豫期した非征韓論者

久保、岩倉が西郷以下の反對を斥け、非常手段にまで訴へて征韓の議を否決したのには異常の決心があつた。西郷や江藤が兵を擧ぐる位は覺悟であつた。内亂の一つや二つは豫期してゐた。明治維新の規模を恢宏し、三

年がかりで研究して來た歐米文明で日本を改造するといふ大業を果すには、それ位の犠牲は止むを得ないと考へてゐたのである。この時岩倉、久保を助けて、その實行の衝に當つたのは大隈と伊藤であつた征韓論否決の翌十月二十五日の夜、久保と伊藤とは大隈の邸に會し、三人鼎座して時局匡濟の策をめぐらしてゐる。久保が伊藤に大隈邸會合を通知した書に、

此際に乗じ、うろつきたる事に相成候而は、實に天下に面皮も無之候付、十分廟堂上之目的確定、其實跡を擧ぐ政府之基礎相据候迄ハ一步も不讓決心不相付候而は、相濟不申候付厚く固め置申度、

云々といつて、その決心を示してゐる。久保にこの決心あればこそ、三條や岩倉が西郷の歸國を心配してその引留め策を講じようとしたのを無用とし、西郷の辭表は聞届けられて然るべしといつて平氣でゐたのである。彼は大隈と伊藤の二人を左右に擁して廟堂の基礎を固め異論者を排斥して、將に來らんとする大難に備へようとしたのである。久保が六年十一月二十四日に堺縣令の稅所篤に與へた書は、最も能く彼が決心を現はしてゐる。

略 此度之劇場疾ニ御直聞も有之候半、委曲ハ何も不申上候實ニ不得止時宜ニなり立當夏一之樂、反して一之災難與相成、是又天賦與やいはん、只々世上之口に任せ候外無御座候、決而陳述之賦もなし、此上は盤上一盃之敗を取候歟、又勝ヲ取候歟、投ケサセルカ、投ルカノ二ツニ御坐候、畢竟此災難は期したる事にて、それ故千思萬慮實ニ肝膽を碎き、容易に進退不致候得共、終に不得止機會與相成、舞台懸りに出懸候處、果して一幕終らずに舞台が崩れ、勸進元之大損に相成候、しかし未勸進元之金元續き候故、是より跡幕を開き、格別

之はづしも無之候得共、天氣もよろしく候付、今三四十日之間には風候様も相分り可申候、鬼角懸ては種々之許、判御承知にて御案可有之候得共、幕を仕舞候迄にはかならず雜説を御信用被成ましく候、分而申上置候也と諧諷の中に深い決心を示してゐる。投げるか投げらるゝかといひ、畢竟此災難は期したることといひ、今三四十日の間には凡ての様様も分る、幕を仕舞まで、餘り雜説を御信用なされんやうにといふ處、將來に對する深い準備と決心とを示してゐるのである。

## 國家大動亂の兆あり

征韓論の破裂で、朝野に於ける新舊主義の衝突は到底免れぬ勢となつた。維新以來、明治新政府に對する不平の徒、西洋文明の輸入を嫌つた保守主義者、攘夷の流を酌む國權論者、封建制度の撤廢から浮ぶ瀬もなくなつた不平士族、薩長專制に對する關外の不平家等々、總て現制度、現政府に平かならざる連中は、西郷隆盛を以て、板垣、副島、江藤等を以て唯一の頼とし、唯一の代表者としてゐた。この西郷以下の諸參議が悉く罷めたので彼等の望の綱は切れ果てたのだ。この上は尋常の手段では到底その目的を達し得られぬとは、等しくその感ずる處であつた。されば西郷が桐野、篠原以下の同志を率ゐて薩摩に歸つたと聞いては、悉く背を決して西南の天を眺め、若し西郷が起つたら後れまいぞとは、東北から九州と全國に亘る不平黨の期せずして一致した考であつた。幸にも西郷は豫期に反し、高蹈して跡を白雲の裡に晦し、全く世事に關せざるの風があつた。併し危險の徴は未

だ去らない。山雨將さに至らんとして風樓に滿つるの狀であつた。

薩藩出の近衛隊の士官は病氣といつて大半歸國した。十月廿五日天皇は勅諭を發して引止めたまうたがその效がなかつた。十二月七日には陸軍鹿兒島分營が焼失した。無論不平黨の所爲で、十二日にはたうとう解散してしまつた。翌七年一月十四日には高知縣の武市熊吉等九人が右大臣岩倉具視を赤阪喰違で要撃した。熊吉等は征韓黨である。一月十八日には板垣、副島、後藤、江藤等前四參議が民選議院設立の建白書を上り、方今政權の歸する所は上帝室にあらず、下人民にあらず、獨り有司にある。因循改めずんば、恐くは國家土崩の勢を致さんといつて、現政府を攻撃して剩すところがなかつた。佐賀では明治六年十二月二十三日征韓黨が組織され、その徒次第に増加して二千餘名に達し、次いで愛國黨もまた組織された。征韓黨は使を東京に派して江藤と副島とをその首領に迎へた。副島は歸らなかつたが、江藤は一月十三日急遽歸郷しその首領に押された。その他土佐には林有造一派の不平黨があり、山口には前原一誠等の不平黨があり、薩摩には西郷の外に舊藩主島津久光一派の守舊派があつて、新政に平かでないことは西郷一派と違はない。佐賀の愛國黨といふのは久光の風を慕ふてゐる連中である。明治七年二月一日佐賀士族が征韓を名とて蜂起し、小野商會を掠奪してその金品を奪うたといふ變報が、續々東京に傳つて來た。時の天下の形勢はかやうな有様であつた。政府の人々が驚いたのは非常のものであつた。それで大久保はこれは天下の一大事だ。萬一機を失しては九州一圓は大動亂となる。今は誠に重大な時であると、早速熊本及び佐賀附近の鎮臺に令を出して鎮定を命じたが、二月七日自から進んで佐賀暴動鎮撫のため九州に出

張することを請うた。彼は内務卿の責任として自らその鎖匙に當らんことを欲したのである。二月八日彼が三條にその許可を請うた書翰は、能く彼が決心を表はしてゐる。曰く

拜啓仕候、昨日小臣九州表出張之義奉願候通、何卒今日中是非御決定有之候様、偏ニ奉願候、整頓之下御大事たる事ハ無申迄理解仕候得共、九州表之義兼而人心動搖之際、此舉ニ由而如何波及仕候も難圖、此御處分ニ因而全國之動靜ニ相關シ不容易場合與奉存候、輕重を以論し候而も斷然此機を失はず御處置有之候義尤肝要ニ而殊ニ小臣職掌に對シ候而も人民之安否に相拘り候大事之折、座視傍觀仕候義心底におひて安堵仕兼候付、幾重にも御垂憐を蒙り御許可被下度萬禱仕候、跡之處は同僚も羅列仕候付、少も御懸念之義無御坐候且又木戸にも病體にハ候得共、如此時宜ニ臨候上は必進而勉勵仕候事は兼而了承仕候付、乍無理此涯暫時也共毎日參朝擔當相成候様、今朝同人江懇談仕候積ニ御座候、此節は非常之御英斷無御座候而は嘆膺之悔、必然之事與奉存候、此段拜趨可奉願候處、今朝木戸へ參候付俾乍以寸楮如此ニ御坐候、拜首頓首、

といふので、大久保がこの暴動を如何に考へてゐたか、察せられる。

大久保は自分が出張中の政府の事は、木戸に依頼しやうと考へ、この朝木戸を訪うていろ／＼と後事を頼んだが、尙木戸に書面を以てその盡力を求めてゐる。この書翰も亦大久保の心事を語つてゐる。

今般之事は平々凡々たる事ニ而ハ中々治療出來候譯ニ無之、政府の氣力飽ク迄御示シ無之而ハ、益四方之輕侮ヲ受、御威權相立候事萬無覺束奉存候、

といひ、また

吳々も今日之事、一日ヲ延候得は、一日之害を生シ候儀顯然タル事候間、機を見而無ニ念御明斷、轉禍爲福之御處置偏ニ所懇願ニ御坐候也

といつてゐる。要するに大久保はこの機會を利用して、大いに江藤等をやつつけて朝廷の威力を示さう。これが轉禍爲福の唯一の方法であると考へたのである。實は彼は征韓論破裂以來、必らずや今日の事なるを期して畫策怠りなかつたが、その時期が到來したのである。この大久保の考はまた彼が最大の政敵木戸の考であつた。木戸は平素とかく大久保と意見が合はないで不満々であつた、だがこの時のみは兩人の意見がピタリと一致した。尤もこれは薩長が共同の敵に對する一種の傳統的政策であつたのかも知れない。

木戸は二月四日佐賀の變を聞いて伊藤博文に與へた書翰に、

佐賀縣實族實ニ苦々敷、いま／＼敷奴ともに御座候、元より無事平安は企望いたし候へども、如此ものどもには、些目にも見せ不申而は、始終人心之安堵を妨げ申候、付而は少々無理からにも吐劑敷、瀉劑敷用度ものと頻に愚考いたし申候、

といつてゐるのは、大久保と同意見である。また二月八日の木戸孝允日記には、

大久保來訪、九州騒擾ニ付、内務卿之故ヲ以急ニ九州へ出張シ鎮撫云々ノ相談アリ、昨夜巳ニ條公ヨリ御尋アリ、余大ニ同意セリ、尤余過ル五日、九州ニ至ラント欲スルトコロノ主意ヲモ陳述セリ、故ニ大久保ニカワリ

余急ニ九州へ下向シ、此一騒擾ヲ鎮撫セント欲シ、大久保ニモ相談セリ、然ルニ大久保是非内務卿タルヲ以、急ニ下向セント欲シ、自然時日遷延スルトキハ、其害モマタ不少ト、而シテ朝廷ノ議連ニ決スル哉否ヲ危フム、故ニ余大久保ニカワリ、病ヲツトメ、留守中其任ニ當リ、連ニ大久保下向ノ事ヲ議決セン事ヲ論ス、大久保歡喜シテ去、十二字條公ヨリ御書アリ、マタ大久保ヨリ今朝之一事ニ付、連ニ決議アランコトヲ欲シ、余ニ盡力ヲ申コセリ、依テ余岩倉家ニ至リマタ條公ニ謁シ、伊藤ニ逢ヒ、大意相決ス、故ニ大久保ニ至リ、其意ヲ陳フ、大久保大ニ安堵セリ、

とある。木戸も従來政府のすることが氣に入らないで不満足であつたが、佐賀の變一度起るや、自ら進んで九州に下つてこれを鎮撫せんことを冀望したが、大久保の決心が鞏固であつたので一先づ彼に譲り、自分は留守を引受けて盡力するといひ出した。佐賀人征討のためなら何役でも引受けるといふ決意を示したのである。この木戸の意氣込で大久保差遣の議は速に決定し、大久保も全く後顧の憂なくして出發することを得たのである。木戸の考はまた三條や岩倉の考であつた。かくて廟堂諸公の佐賀追討に關する意見は悉く一致したのである。

## 大久保に鎮撫全權を委任す

かくて二月十日には朝議が愈々決定し、參議兼内務卿大久保利通は佐賀縣下暴動鎮撫に關する全權委任狀を授けられた。これは左の通である。

- 一 凶徒犯罪判然タル上ハ捕縛處刑之儀ハ勿論臨機兵力ヲ以鎮撫之事
- 但死刑ト雖モ臨機處分之事
- 一 他縣ノ方法ヲ誤リ凶徒ニ應援等可疑舉動有之候ハ、臨機處分兵隊ヲ分配之事
- 一 縣官奏任以上ト雖モ方向ヲ失シ其職ヲ誤ル者ハ之ヲ免シ隨行官員又ハ其他人選ヲ以テ參事等心得申付候事
- 一 縣官中衆ニ超ヘ盡力奏功候者ヘ一時ノ慰勞褒賞等取計之事
- 一 臨時縣官ヘ命令ヲ傳ヘ候事
- 一 時機ニ應シ陸軍出張官員ヘ協議シ鎮臺兵ヲ招キ又ハ最寄縣々ヨリ人數ヲ召集候事

明治七年二月十日

太政大臣 三條實美

かくて凶徒の鎮壓から捕縛處刑、更に死刑處置までも大久保に委任された。これは當時の太政官では當然のことと思はれたのである。大久保は二月十四日横濱から海路大阪を経て西下し、留守中は參議兼文部卿の木戸孝允が更に内務卿を兼任して、後顧の患なからしめた。大久保は十日に伊藤博文に書翰で「兎角此一打ヲ以、叩キ付不申候而ハ朝權ヲ示シ候譯ニ至リ兼候」云々と徹底的に鎮壓し、懲罰を加へようといふ決意を示してゐた。大久保の出張で佐賀の暴亂は直に鎮定に歸した。大久保は陸軍少將野津鎮雄等と議して二十一日より兵を遣め、二十二日三日の戦で江藤等は早くも破れて逃走してしまつた。併し朝廷では例へ佐賀は平定しても不平の徒

は四國九州地方に充滿してゐる。何時暴發するやも測りがたい。現に白川縣にも暴動の兆があり、岡山縣にも暴動の兆があるといふので朝廷では大いに心配し、佐賀の變に乗じて大いに朝廷の威力を示し、關西地方を威壓する必要があると考へ、大久保に一任しただけでは猶ほ足りないとせず、二月二十三日東伏見宮嘉彰親王を征討總督に任じ、陸軍中將山縣有朋、海軍少將伊東祐磨を參軍として出征せしめた。そこで總督官以下は三月一日近衛二大隊を率ゐて東京を發し、横濱から龍驤艦に駕して八日博多に着いた。三月一日三條が書を大久保に與へて征討總督の任命を報じ、その理由を述べた。

今般總督官御進發に就而者、廟議之都合は高島侍從へ申候條、委曲領承可有之、全體其地戰爭は屬捷報も有之候付、無益に可有之事ニ候得共、此節の義は其所因獨佐賀縣而已の譯にも無之、一般之動靜にも關し候得は、大舉威令を示し、關西の鎮壓十分ニ相徹シ候様可然、且は彼是情實も有之、不得止右之次第にも相成申候とあり、また二月二十八日岩倉が大久保にこのことを報じた中に、

將又東伏見宮征討總督に被任、陸海より山縣伊東等參軍被命、近衛兵其外三大隊東京より、御引率の事に候、此度之儀は佐賀縣而已の事に候得共、大舉堂々と威令を四方に示し候方、關西を鎮壓するの一助とも相成可申、旁以被仰出候、

とあるので、征討總督任命の理由は明白である。佐賀の變を好機會として大いに朝廷の威力を示し、關西地方不平の徒を威壓しようといふのである。これは當時在朝者の總てに通じた考であつた。木戸も岩倉も三條も滿廷の

諸公の盡く一致した考であつた。決して大久保や大隈や伊藤のみの考でない。今日結果から見れば何にもそれほどまでにせずとも江藤一人位といふやうな考もあらうが、當時に於ては止むを得なかつたのである。かゝる情勢を歴史上では勢といふのである。大久保は江藤に多少の私怨もあつたかも知れない。だが彼とて天下の大勢に抗してどうしてその怨を果し得られよう。

#### 大隈に對する非難は當を得ず

以上のごとく當時の情勢を考へると、前に痴遊がいふごとく大隈は何故に同藩の好誼から多年の親友としてこの際彼を救助しようとしなかつたかといふ非難は、起り得ないのである。實はこの際如何に大隈が盡力したとて佐賀の人心を鎮壓し、江藤を抑へ得るものでないことは無論、また一方朝廷に於ける大久保、木戸さては三條、岩倉が前記の決心を抑止し得べきものでない。若し大隈がかゝることに手をつけ獨力でそんなことをしようとするれば、それは全く盲目的のことで、時勢を知らぬ人のなすことである。聰明な大隈が固より試みることはないのである。のみならず、この時は大隈と江藤の關係、佐賀の形勢は全く大隈をして手を出すことを得ざらしむる状態に置かれたのである。

征韓論の破裂以來、大隈と江藤は意見の相違で、多年の提携を破つて反對の地位に立つの止むを得ざるに至つた。大隈は伊藤と共に大久保を授けてその政策を實行し、天下大動亂の來るあらんことを豫期して著々とその方

針で進んでゐた。大久保への怨望はまた大隈への怨望である。江藤は征韓論以來不平滿々、一方では板垣、後藤等の同志と計つて廟堂有司の控制を痛撃して、民選議院設立の建白を上り、一方では佐賀征韓黨に擁立せられて歸國しようとしてゐる。大久保、木戸等に銜むあるは無論のこと、大隈の伊藤と結び大久保と善きを以て、薩長に諂ふものとして不快に思つてゐたことは、大隈と江藤との從來の關係を知る何人も想像し難い事ではないのである。親友が敵味方となることは最も恐ろしいものだ。御互に何もかも知つてゐるから、特に江藤はその前に征韓論に乗じ征韓に託して長を倒さうといふ秘策を大隈に漏し、大隈を味方にしようとして拒絶されたといふからたまらない。こんなことで、大隈には既に江藤を説いて歸國せしめぬことも、既に征韓黨に擁せられた江藤を脱出せしむることも、既に兵を擧げた江藤を救ふことも到底出来ないのである。かゝることをしないといつて大隈を責めるのは、時勢を見ないものゝ、囁語で歴史を語る資格のないものである。江藤を救はなかつたといつて大隈を責め得るならば、西郷隆盛を何故に救はなかつたかといつて弟の西郷從道を責め、西郷の知己を以て任ずる勝海舟を責め得るであらう。それが問題にならぬならば大隈の非難も問題にならない筈である。

大隈と佐賀との關係は一層險惡であつた。佐賀の征韓黨は大隈が征韓論に與しないで江藤等と分離したことを憤慨したのはいふまでもなく、島津久光を崇拜し竊に封建制度の復活を冀望してゐた愛國黨は、また大隈が久しく唱道してゐる進歩主義、西洋文明の輸入を好まず、大隈を排斥してゐたことはいふまでもない。大隈は兩黨から憎まれた。大隈を殺さうとして竊に刺客が上京したといはれた。岩倉が大隈への七年二月十三日の手紙に、

昨日便船ニ而二十名或ハ四十名とも言フ、右ハ貴卿ヲ刺スノ旨趣ト聞ク、肥前一體も同論ト言フ、是等ハ元々御承知決而無御助才ト存候へ共、懸念不少一筆申入候、江東今日ニ而ハ必死之地ニ陥リ、策略百方施し候事と押計リ申候ニ付、厚ク御注意可被成候、早々以上

二月十三日

具 視

大隈 三 木 殿

とある。これはもとより風説で眞偽は不明としても、かゝる風説が出でかゝる注意が岩倉から與へられたのを見ても、大隈と佐賀人乃至は江藤との關係が想像される。大隈と佐賀の關係は調停どころでない。大隈も未だ圭角稜々血の氣の多い時である。佐賀人が征韓論を唱ふるでなければ封建復舊の説を唱へて、明治政府の進歩的施設を打壞さうとするばかりでなく、大隈を邪魔物として取り除けようとしてゐると聞いては、反抗心も起る。何にも國家のためだ。郷黨の父老子弟だとして止むを得ない。大義は親を滅す、我々の主義に反し我々の施設を妨害するものは、斷々乎として打破するばかりだといふ氣になつたのである。これは大久保、黒田、小西郷等が西南戰爭に際し、郷國に取つた態度と同じである。大久保や黒田を恕し得るとせば大隈をも恕せねばならぬ。大隈は後年この時のことを語つて、

封建を潰す時の各藩の人心は甚だ恟々たるものであつた。佐賀藩でも我輩の如きは最も愛國黨から憎まれたものであつた。愛國黨といふがそれは久光の黨であつた、久光黨は飽迄封建の遺制を墨守せんと欲し、大勢に反抗

九江 藤 新 平

し努力した、果せる哉薩摩には明治十年に西郷等の亂があつて保守派が西郷を擁して起る、佐賀にも七年に愛國黨の亂があつて保守派が江藤を擁して起つた、彼等亂暴者の一味は我輩等の首を斬らうと迄驅き、七年を待たずして已に老公(開叟)の御薨去前にも、彼等の煽動に因り百姓一揆の有つた程の次第である、我輩は折角是迄築き上げた王政維新の大業を妨げる様な言動を示すに於ては、敢て容赦はならぬと、猛然として果斷の處置を取ると力み、田村昌宗も我輩の意見を道理として、愚圖／＼言つたら皆片ツ端から縛り上げると教團いた、早稲田 清話といつたのはその實情である。

大隈は後年江藤を追想して江藤があつたのは勢であるといつたが、全く其の通り時勢である。かやうな朝野の勢の中で江藤を救ふ、佐賀を救ふといつたとしてどうすることも出来ない。思ふに大隈にとつては佐賀の亂程遺憾のことはなかつたであらう。多年の知己が梟首される、己が郷土は兵燹に焼かれ、父老子弟は賊徒として所刑されるといふのであるから遺憾のことは極りなかつた。大隈は後年まで談、佐賀の亂、江藤の處刑に及ぶと何時も鬱鬱として暗涙に咽んだといふことである。

江藤が明治七年二月佐賀の陣營にあつた時、一夕大木、大隈評を試みたことがあつた。大隈の評には『大隈の事をなさんとするや、直往邁進、縱令途上に川あり山あるも之を顧みず、彼岸に達せずんば止まず、故に其事業は必ず遂行するも、其經過の跡を顧れば其危険名状すべからず、人をして慄然として肝膽を寒うせしむるものあり』といふがある。能く大隈の長短を盡した言葉である。彼は矢張り大隈の知己であつた。また大隈が江藤の

息新作を我が子供のごとく世話し、後年、代議士として中央政界に活躍せしめたことは誰も知らぬものはないから略する。

## 一〇 福澤諭吉

大隈の存在が何時も薩長政府の脅威であつた如く、福澤の存在も亦脅威であつた。しかして彼等の最も恐れたのは大隈と福澤の合致であつた。福澤の思想を大隈が實行する。これは確かに脅威に違ひない。明治十四年の政變は兩者の合致に對する薩長の恐怖から起つたとも見られるのである。

大隈と福澤の交際は何時から始まつたか、それに就て大隈は次のやうに語つてゐる。

福澤と我が輩と知り合ひになつたのは別に動機はない、誠に偶然であつた。初めは何方も喰はず嫌ひで嫌忌した、我が輩の方では舊幕府の學者で、我が輩の門に來ないものはないのに、福澤の奴だけは來ない、怪しからぬ奴だ、傲慢な奴だと思ふてゐた、福澤もあゝいふ先生だから、大隈の奴生意氣千萬だと思つてゐたらしい、何方も何方で一寸流儀違ひだから、何方からも近寄るといふことはなかつた。處が確か明治七年頃だと思ふ、何でも或る所で、別に意味のある企てではなかつたが、議論家や學者の會合があつて、一夕今でいふ懇親會の催しがあつた。案内を受けて行つて見ると、その席に福澤も出てゐた、話してみると面白い、向ふでも一寸變つてると思つただらう、忽ちにして百年の知己のごとく懇意になつた、と續昔日譚に述べてある。かくて大隈が橋渡しで

福澤も伊藤、井上とも懇意となり、井上の部下には大分慶應出の人が行つた。大隈の部下にも矢野文雄、小泉信吉等の秀才が推薦され、矢野の紹介で尾崎行雄や犬養毅などが推薦され、三田の秀才が大分集まつた。大隈は會計検査院などを創立してそれ等の人々を官吏として養成し、他日の用に供しようとしてゐた。

が大隈と福澤の関係は最初極く淡泊のものであつたらしい。福澤の書生であつた伊東茂右衛門の日記を見ると、その邊がよくわかるのである。

始め福澤から大隈公の雉子橋邸を訪問し、大隈公も亦先生の宅を訪はれ、夫れから互に訪ひつ、訪はれつしてゐるが、その最初の頃は甚だ淡泊なもので、先生が大隈の庭内などを見物して歸られ、大隈の鉢物は大へんな數だから、これを皆覚えてゐるかと思へば、覚えてゐるとも、一鉢でも場所を動かせばすぐわかるなどと云ふ話を聞て來て話されたことがあつた、と書いてある如きものであつた。大隈も明治四十年四月二十一日慶應義塾五十年記念式に臨み、福澤を追悼して先生とは三十五年の深い交りがあつたといひ、また先生が没するまで年をとるに従つて愈々交を親しくしたといつてゐた。かく福澤と大隈の交際は次第々々に親しくなつたが、特に明治十四年政變以來などはあんな関係であつたので、特別に親しくなつたらしい。福澤の書いたものを見ると、何時でも大隈を稱して明治政府の處置を非難し、明治二十三年以後官民の衝突劇しきを見てその責任は政府にあるといつてゐた。

在朝時代に於ける大隈と福澤との關係を示す面白い書翰が大隈文書に澤山あるが、その一二を紹介して見よ

う。

#### 慶應義塾資金借入の件

福澤はこの頃義塾の資金に窮して大隈に相談したことがあつた。大隈は福澤にそのことなら一つ文部卿に話をして見たまへ、私學補助といふこともあるからといつた。彼は早速文部卿西郷從道の許に行つて話をした。西郷はそれは結構なことだが、文部省の定額は何時もぎり／＼でとても補助の餘裕はない、これを政府に持ち出すと定まつて議論が出て來る。さうなるとむづかしい、一層抵當を入れて借りることにしたらよからう、大蔵省にかけあつてはどうか、若し大蔵省から文部省に慶應義塾はどんな學校かと尋ねて來たら私から、よく説明してやらうとの挨拶であつた。福澤はこれは都合だ、大蔵には大隈君があるからといふので、早速大蔵省に向つて二十五萬圓の借用を申込んだ。この事情は明治十一年十一月二十九日の大隈への書翰で明瞭である。併し大隈としても學校へ金を貸すといふことはさう容易な問題でなかつた。これは當然閣議にかけねばならぬことであつたので、更に福澤に諭し東京府知事の手を経て願書を提出させた。福澤は早速東京府知事楠本正隆を訪うて盡力を依頼し金額を増加して四十萬圓を年四朱の利で貸して欲しい、と十二年一月八日に出願した。福澤の考ではこれで七朱付の公債證書を八十二圓で買へばその利百圓に付八朱五厘三毛餘になる、さすれば四朱の利を官に納むるも尙ほ四朱五厘三毛餘となり、四十萬圓として一萬八千二百二十圓の利鞘が出る、この金を以て學校の經常費に充てよう

といふ考である。彼はその借入金には抵當を入れるといつてゐた。恐くは買った公債を抵當とするといふのではなからうか。或はこの願書を出すまでには伊藤内務卿にも遇つて懇願し、井上外務卿には中上川彦次郎を以て話をした。井上は敢て反對でもなく、その金は飽まで教育資金といふことにせねばならぬなども教へてくれた。當時に於て四十萬圓は何分にも大金である。それに産業資金なら格別、教育資金にそんな金を貸したことはない。大隈が大藏卿として如何に同情があつても議は容易にまともならない。福澤は首を長くして指令を待つてゐた。處が十二年の二月になると中上川彦次郎から井上の消息が傳へられた。井上は全く見込がないといふ程でもないが餘りその議には熱心でない。疑念を抱いてゐるといふ報である。福澤は大いに驚いた。若し井上が疑念を抱くと必ず伊藤に響く、さうなると見込がないと、二月十日早速井上に書翰を與へて井上に反省を請うた。

陳は一昨日彦次郎の話に、此度出願之私塾資本拜借の一條ニ付、先生の御口氣或はネガチウの如くなるよし、之を承り誠に驚愕落膽と申す、其次第ハ此一條ニ付、未だ寛々拜借の機會をば得ざれども、兼而小泉、中上川より巨細之事情申上候通り、大藏卿之處は（卿にして若し小生を賣るに非れば）最初より十分に盡力を約して、更に疑を容るべきにあらず、又海陸兩卿へも、何れの方法、何れの手續に而出願と申事の御話は不致候得共、私塾維持の爲に、保護は必要又之を保護して可然との事は懇々命を蒙りたることもあり、右の次第に付此上の最大緊要は、唯内工兩卿の可否に由て成否を決する事と存し候、

云々といつて、大いに井上に懇請する所があつたが、彼は哀訴歎願するに止まらないで、教育に金を貸すことが

何故に悪いのかと、平素懐抱する大氣焰を吐いた。彼のこの氣焰は井上の手紙に見るよりも、同日彼が大隈に井上への書翰の要旨を告げて、只管大隈に努力を依頼した書翰に據るのが更に興味がある。その書翰には、

諭吉の拜借は五代笠原輩の拜借とは全く性質を異にし、殊に抵當を入れ、利子をも納むる議、官の危害は毫もあるべからず、三菱會社商船學校は毎年壹萬五千圓の補助あり、岩崎彌太郎は海の船士を作り、福澤諭吉は陸の學士を作る、其間に輕重あるべからず、加之三菱會社には去年春より商法學校を設け、同年十ヶ月の間に壹萬餘圓の金を費し、尙今後好き場所に學校を移して益盛大に致すの積り、然るに此の商法學校の資本金は何れの處より出ると尋れば、間接に彼の二十五萬圓の保護金内より出ると云ふも可ならん、而して該校之校長なり、教員なり悉皆慶應義塾の舊生徒ならざるはなし、恰も義塾の分校と云ふも可なり、分校には間接に政府の保護を許し、其本校たる慶應義塾は捨て、顧みざる歟、正理論も爰に至ては少しく窮せざるを得ず、又開拓使に而は壹萬圓之船を造て、八千圓の拜借と聞けり、又昨年は築地に造船所を設けるとて、五萬圓を拜借したる者あり、尙近くは西村勝藏は靴を造るとて、先日五萬圓之拜借を得たり、靴を造ると人を造ると、孰れは輕重、三歳之童子も之を辨するに易し、靴の爲に五萬圓の拜借ならば、人之爲に四十萬と申すも大なる不平均にはあらざるべし、既往將來目を決して諸拜借之種類を見たらば、適例類例は乏しからざる事ならん、故に諭吉は特別之恩典を乞ふに非ず、唯特別之損斥を蒙らざる様、獨りこれのみ願ふ所なり、云々として愚痴を並へ立て熱を吹き立て、懇々縷々井上君へ書を呈し、尙伊藤君も同様之意を以て、一書差上置候、右之次第御含送申

上置候間、尙今後之處、可然御取計、一日片時も速に御下命相成候様仕度、屈指企望罷在候、

二月十日

福澤は同一意味の書翰を伊藤にも出して懇願した。しかしこの議は依然として進まなかつた。二月も早や過ぎ去つたが何等の音沙汰がない。福澤は大いに憤慨して三月一日またく大隈に書翰を與へ、私が先生を尋ねてこの議を提出して以來、滿三ヶ月を經過した、私は一日三秋の思で待つてゐる、このことは最初から先生の特別の配意を蒙つた、私への情誼は天下公共學道のために深く肝銘して忘るゝことは出来ない、今更ら不成功に終つたて先生を怨むことは無いが、しかし成敗は内閣時論の方向如何と先生の立論の行はるゝと否とに存するといつて大隈の一層の努力を冀望した。

大隈はこの議に就ては福澤に同情した。もとより彼を賣つた譯ではないが、いろ／＼の事情があつて遂に實現するに至らなかつた。何んでも井上や伊藤はこの手紙を見て、これまで福澤は學者だと信じてゐたのに、岩崎や西村と同じ考で算盤を取つて政府の保護金を冀望してゐるのかといつて、怒つたといふことが傳へられてゐる。

#### 福澤は大隈の謀主か

福澤は大隈の謀主で、大隈の政治思想は多く福澤から出たといふのは初めよく云はれたことで、最も薩長人を恐怖させた點であつた。福澤の豊富な新知識を果斷決行の大隈によつて實行されるといふのであるから、確かに

薩長や保守主義者の脅威であつたに違ひない。だが何所まで福澤は大隈の謀主であつたらうか。若し大隈の政治思想が悉く福澤から出たと考へるならばそれは大隈を知らない考である。しかし喜んで人の説に耳を傾けて自己の知識とするに吝でなかつた大隈は、立憲政治に就ても彼から知識を求むるに努めたらしい。福澤は明治維新以前に既に歐米に遊んで立憲政治の何物たるかを日本に教へたが、日本もどうしても立憲政治となり國會を開かねばならぬと説いたのは、明治十二年七月二十九日から報知新聞に掲載した國會論が初めであつた。これは藤田茂吉、箕浦勝人の名で出したが、實は福澤が執筆したもので、大いに當時の輿論を喚起した。國會請願運動なども、これ等の爲に刺戟されたことが多いのは疑ふまでもない。福澤と既に深き親交あり新日本の建設を以て任じてゐた大隈が、福澤のこれ等の説に深く引附けられたことはいふまでもなからう。大隈と伊藤、井上が明治十三年に福澤と謀り、國會開設の準備として新聞の發行を企て、或は國會開設に就ていろ／＼と意見を交換したのは、當然のことであつた。

大隈が如何に福澤の著書を受讀してゐたかは、時事小言の著が出来た時に福澤は兼ての約束によつて伊東茂右衛門に託して、御巡幸供奉中の大隈に假綴のまゝその書五部を送つて大隈の閱覽を請うたことでも知られる。これは明治十四年十月一日のことである。

御出發前御約束、尙其後肥田江御傳言も被下候、拙者の書大に延引致し、實は餘程出來候處に、娘病氣ニ罹り、晝夜看護ニ而事故却致候ニ付而者、裝本之差圖も不行届、昨夕假綴之もの五冊出來候ニ付、不取散さし上

候、献本は用紙も吟味、表紙も別ニ致候様申付、何分とも今回に間に會不申、何れ還幸の上之事ニ可仕存候間、右之五冊は唯御同行之誰彼へ、御分與御取計被下度奉存候、

#### 正金銀行の設立に就て

福澤は時事問題に就て意見があれば忌憚なく大隈に進言したらしいが、明治十三年横濱正金銀行の設立に付て大隈に進言した書翰がある。それは正金銀行の資本金が三百萬なりと聞いてそれは小額すぎる、尠くとも壹千五百萬圓に増加すべしといふのである。即ち同年三月十六日の書翰に、

昨夜小泉に面會承候得共、正金銀行も先づ三百萬を以て、業を營み追而資本之不足を訴るに至而、徐々に増株ト御内決ニも相成候哉之趣、小生之所見は甚ダ之ニ異なり、唯今之處ニ而は横濱・神戸其外之開港場に於而、迎も三百萬銀圓之入用あるべからず、されば唯今より營業して、當年ニも來年にも、資本不足を訴ふるの日を期するは、甚ダ無覺束、然りと雖も一方より考れば、日本人民之資金を集めて金權の一大中心を造るは、實ニ止むべからざるの要なり、貿易のバランスを取るにも、内國金利の割合を左右するにも、金貨紙幣の鈞合を付るにも、皆唯金權に在る而已、且今日金ト紙トの差あればこそ、銀圓之入用少なきが如くなれ共、今後パー之日あるべきは論を俟たず、此日に至て三百萬斗り之資本に而は、迎も目的を達するに足らず、少なくとも壹千五百萬位にはいたし度、其用意は正に今日ニ在る事ト存候、

といつて、金權の一大中心を立つるの必要を論じ、以下その方法を説き、五月第三期の金を集めてから直ちに増株を募るべしといひ、また増株を募るなら今年中に於てせねばならぬと懇々と説明してゐる。その末尾に、『都て大事をなすは其の機あり、老臺の御在職中、畢生之一大事業として、斷じて御施行相成度事ニ御座候』といつて大隈に囑望してゐた。彼が囑望はこの時實行されなかつたが、しかし彼がいふ一大金權の中心を作るといふの議は、後に大隈が明治十四年の大銀行設立の議となつて現はれた。これは前篇に述べた通りである。大隈と福澤の關係の最も面白きは明治十四年の政變當時に於てあるが、これはまた前篇のその章に述べたから、これを略しよう。

## 大隈餘話

## 皇室崇拜と親孝行

大隈重信に三不思議といふことが傳はつてゐる。字を書かぬこと、怒らぬこと、親に孝行することの三つである。親孝行を不思議の一に數へるのも不思議なやうだが、それは元來彼が剛情で人の言ふことを聴かず、兎角細節に拘らず、少年時代は可なりの亂暴者であつたらしいのに、母のいふことだと別人のやうに聽従する。その柔順な様子が並み尋常でなかつたといふことからである。私は同様の意味に於て彼の皇室尊崇の觀念がまた尋常でなかつたといへると思ふ。今少しくこれ等のことを述べて見たい。

彼は十三の時に父を失ひ、弟妹と共に母の手一つで育てられた。母は三井子といひ賢夫人であつた。彼は平素母堂のことを語ると心から推服し歎稱して止まなかつた。彼が日夕母堂に盡した孝養は極めて厚いもので、如何に政界多事、その邸には群客高來する時でも、毎日母堂の居室を訪うて安否を伺ふことを忘れなかつた。彼が嘗て母堂及夫人と一處に撮影した寫眞があるが、如何にも平和の相が現れてゐる。禮記に『孝子に深愛あるものは愉色あり、愉色あるものは愧容あり』といふごとく、この寫眞には實に愉色と愧容とが現れてゐる。大きく固く結んだ口も何んとなく愛嬌があり、目は母堂の目そのまゝで、柔和の相が溢れてゐる。かの演壇に立つて四方を

睥睨する時とまるで別人の感がある。

彼の母は極めて敬虔な佛教信者で、晩年には能く書生をつれ人力車に乗つて諸方の神社佛閣を參拜された。されば神官、僧侶は屢々その邸に出入した。これは大隈の中年時代のことであるが、一日善光寺の僧が母堂を訪ひ一箇の佛印を示し、これを掌上に捺す時は死後極樂淨土に至るべしと語つた。母堂は隨喜してその言に従ひ、更に合掌してその僧を拜した。子供思ひの母堂は直ちに彼を呼んで、八太郎お前もこの御手形を受けて後生を願ひなされと告げられたので、彼は唯々として手を延べ掌底に黒印を捺して貰つた。母堂は尙も彼にこの有難い御坊様を拜みなさいといへば、彼はまた唯々として頓首默拜したといふ話が傳つてゐる。彼が母のいふことには何でも唯々として服従した様子が思ひやられる。

剛情我慢の佐賀侍にこの溫柔な一面があるかと思ふと、異様な感じがないでもない。尤も斐隱にいふ四誓願の一には、親に孝行仕るべき事と掲げてゐる位で、大隈等は夙にその教に育てられてゐた事はいふまでもないことである。大隈嫌ひの某侯爵などは嘗て彼の字を書かぬことを言つて、大隈のごとく他郷にあつて安否を親に報じたことのない不孝行者が、あれだけの出世をしたのは不思議だなど言つてゐたさうだが、それは以ての外の間違ひで、彼が字を書かぬことを以て手紙を出さぬこと安否を報ぜぬことと速断し、それを以て不孝と断じたことは辯解するまでもない。それに母堂三井子は明治三年上京し一度歸國したが、翌年再び上京し、爾來明治二十八年九十歳の高齡を以て歿するまで、彼は膝下に於て孝養を盡したのであつた。三井子は明治十五年十月喜の字祝

の時、蓮の糸で観音の像六十餘幅を作り全國の名刹に献納したが、皇后宮と皇太后宮とは岩倉右大臣に託して一幅づつ、献上した。この蓮糸織は餘程手数のかゝるもので、熱心と根氣と信仰とがなければ織られぬものである。元來蓮の糸は年中何時でも得られぬ。しかも僅か二ヶ月ばかりの間に採集せねばならぬ。それに一度に三分以上の蓮を蒐めては置かれぬ。されば三井子はそれを仕上げるに三年の勞苦を積んださうである。三井子のこの苦心に成つた蓮糸織を得たまうた兩后は非常に御満足に思召され、典侍をして右大臣岩倉具視に厚く禮狀を認め、大隈に傳達せしめたまうた。皇后宮典侍清子、壽子よりの書には、

御前様にも御障りもおはしまし候はで、めで度候、左様候らへば、此藕糸織佛像一箱、大隈殿御老母事御祈請により、多年御苦心に而當年ニいたり御織上のよし、御傳獻の御事、何もく申入り候得ハ、御満足の様、さて御織方御手際、御老人御精神の程、實にく御感心ニ思召、何も御満足様の御事よろしくよろしく御申傳への趣ニと頼しめして、あまりニ思召御なぐさみ様にこの御歌あそばされ、右府様迄御見せ遊ばさるまゝ、何もよろしく御取はからひの程御頼あれかしと候、めでたかしく、とあり、左の御歌を短冊に認めて遣はしたまうた。

清らなる蓮の糸の一すぢに

祈りも老の心をぞおもふ

皇太后典侍萬里小路幸子の書には、

今度御献上おはしまし候、藕糸救度佛母の像は大隈三井子の作のよし、誠にめづらしき物にて、昔物語にて御承知も遊ばされ候得共、現在の品御覽の御事は御はじめに而、きつうく御満足、こと更細工の精妙、老人の丹誠は實にかん心あらせられ候、永く御秘藏遊ばさるべくと思しめされ候、かしく、とある。兩宮様が如何に御満足に思召されたか、思はれるのである。岩倉は十月九日懇篤な書面を以て大隈にそのことを傳へてゐる。皇后御歌は現大隈侯爵家に秘藏されてある。これらのことは母堂の性格と信仰とを物語り、また皇室尊崇の念を示すものである。彼はかゝる家庭に人となつたのである。大隈が皇室に對し特に深い尊崇の念を有してゐたことは、この母堂の感化によつたことが多いのである。

だが彼の皇室觀念、尊皇思想は著るしく人と違ふところがあつた。若し大隈の親孝行を不思議と數へるならば彼の尊皇思想も不思議に數へられよう。それこそ世人の豫想の外で、しかも非常に深い、厚いものがあるからである。

彼は政治上の争で皇室を口にするを好まなかつた。反對黨を屈服し或は妥協するために優詔を請ふがこときことは決してなかつた。所謂衰龍の袖に隠れることは彼の常に排撃して止まぬところであつた。彼は大臣の責任を高調して、政争民怨の決して天皇に及ぶことなからんことを冀つた。然るにこの大隈が兎もすると天皇の御命令なればといふことがあつた。明治七年五月島津久光と大隈との大衝突が起り、三條、岩倉が大隈の大藏卿の命を罷めて島津を宥めようとし、大隈の反噬を買つた時であつた。大木喬任が彼を訪うた時に、彼は大木に朝廷

ではよもや島津の説を御採用なされまい、しかし西するも東するも天子の宸斷一つである、宸斷とあらば私は異議がない、また予の一身も御任せしてあると告げたといはれる。明治二十二年八月十四日島尾小彌太が條約改正の非を論じて彼を訪ひ、『大隈伯よ、貴殿は愈々この條約を斷行せられる見込なるや』と詰め寄ると、大隈は平然と『然り、予は最上の條約案なりと信ずるから無論斷行する見込なり、しかし天皇陛下萬々一批准したまはざるに於ては致し方もない』と答へたといはれる。また大正三年四月十日井上馨が使を以て彼の奮起を勸説した時に彼は固く辭したが、しかし『天皇の仰せならば何時でも老骨を捧げます』といったといはれる。

たゞこれだけの言葉を以て見ると、彼の意は或は天皇によつて責任を免かれ、自己の立場を有利にしようとするのかとも思はれるかも知れないが、彼の意は決してさうではない。そこに天皇に對し奉る大隈の眞意があるのである。彼は平素能く人に君と親とには絶対に服従するといつてゐた。母の命なれば掌に黒印を捺し伏して坊頭を拜む。そこには理由がない。君命に對してもこの感情があつた。一旦君命を拜した彼には服従の外何物もない。そこには例の長廣舌は見られない。その從順さは全く別人の觀がある。

明治十三年五月大隈の外債募集の議が破れた時、三條、岩倉等は彼が不平を起し内閣の分裂になると憂ひたが、一旦詔勅を拜した大隈は唯々として前議を撤し、直ちに次善の策を取つて紙幣整理に邁進したのは人の意外とした處であつた。明治十四年の參議罷免に際しても從容迫らず、毫も失望や怨恨、憤怒の色すらもなかつたその態度は一意君命を畏んだからである。また明治三十一年十月憲政内閣に於て尾崎文相の共和演説問題が起つ

て、侍從職幹事岩倉具定は聖旨を帶して彼を訪ひ、尾崎罷免の命を傳へた。岩倉のこの御使を承はるや大いに憂慮した。今の内閣は政黨内閣と稱して從來の内閣と違ふ。若し大隈首相が政黨内閣といふ理由で天皇の命と雖も直ちに従はれないといつた時は、どうすればよいかといろいろと對策を考へた。當時の宮内官などには政黨内閣とはそんな恐ろしいものと思はれたのである。然るに岩倉が大隈に遇つて思召を傳へると、彼は意外にも唯々として御沙汰の趣を拜承し一言の返す言葉もなく、たゞ岩倉に問ふに、私の御信用は如何でありますといふことを以てしたのみであつたので、岩倉もホツと安心し早速歸つて奏聞したといふことである。

これらは大隈の天皇に對し奉る精神を示す好例である。薩長藩閥に對して終生あの頑強な戰鬪を持続し鋼鐵板の弾力を以て稱せられた彼も、天皇には絶対服従の觀念のみである。彼は立憲政治の首唱者で、議會政治確立のために終生の努力を惜しまなかつた人である。この人にしてこの觀念あるは矛盾のごとくにして實は矛盾ではない。彼にあつては立憲政治の目的は皇室の尊榮と人民の幸福とを齎らすため、議會政治は最も能く天皇を輔弼し、最も能く臣節を盡し得る制度であり方法であると信じたに過ぎないのである。彼のこの思想の根柢は矢張り新尊皇思想の發達である。されば改進黨を組織するや、政綱の第一に王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事を掲げ、實際方法としては、

我が黨は大いに皇室の財産を聚め、帝室の威望を維かせ給ふ上に十全ならんことを期す、

といつて、皇室財産の設定を唱導したのである。これが大隈等の懐抱する立憲政治の眞髓であつた。彼等の立憲

政治の要求は、かの帝王や貴族の壓迫に對抗して自由と平等とを求めて起つた外國の立憲政治と、その基點に於て異なる所あるを知らねばならぬ。

かくて彼は日本に於ける政治の最後の決定は天皇である。天皇の命則ち勅語が一度出づれば、それは最早や絶對である。日本國民としてこれに抗する何物もない。服従の外はないと信じたのである。これはかの黒田清隆などの假令天皇の命と雖も不可と信ずれば服従されぬといひ、かの忠誠な伊藤博文と雖も言用ひられずんば時に怨言のあつたことなどと頗る違ふところがある。大隈の立憲政治の觀念に於て時に徹底を缺くがごとき觀あり、議會の彈劾を受けたことのあるのは、この觀念のためであつたのではあるまいか。彼は大正四年十二月、第三十七議會に於て、政友會と國民黨連合の不信任の決議をつきつけられた。その理由の一は『現内閣が濫職の獄起るに際し、罪を閣員の一人に嫁して責任を回避し、口を聖旨に藉りて留任を敢てせるは立憲の大義に反す』といふのであつた。これは内相の大浦兼武が選舉干渉の責を引いて辭職し、大隈亦總理として董督宜しきを得ずといふ理由で辭表を呈出したが、大正天皇の時局重大なりといふ理由で、御聽許あらせられなかつたので彼は留任した。政友會と國民黨はそれはいけない。聖旨に藉りて責任を回避するのだ。憲政の大本を紊亂するものだといつて非難したから議會の彈劾決議案となつて現れたのである。彼はこれに對して留任は天皇の御命令である、私は御命令に服従するのだと突つ放した。曰く

吾人は何を以て、この局に當つて責任ある地位を保つてゐるか、申すまでもなく大命、君主の命令によつて今

日の地位を保つて居るんである、内閣不統一、董督不行届の故を以て辭したにも拘らず、内外の形勢は首相の更迭を容さずと、斯かる命令の下つたときに當つて、それでも尙考慮することがあるか、併し如何に恩命あればとて、如何に御信任あればとて、帝國議會の信任を失ふ、此の如きときには總て大なる責任を執ることが出来ない、萬機政治は總てその爲に停滯する、今日はさうでない、留任は斯のごとき譯である、内外の形勢容さぬ爲に力を盡せ、董督不行届の責は許す、こゝに於て大なる義務、大なる責任が生じて来る、留任して力を盡さなければならぬのである、(この言は元田肇の質問に答へたものであるが、この時にもこの意味のことを述べた)

といつてゐた。かゝる大隈の留任理由に對しては原敬と關直彦が痛烈に駁撃した。曰く『かゝる言は董督不行届の罪は、聖旨によつて免除されたと申すものである。誠に畏れ多いことである、洵に聖旨は優渥でありまして、責任を知るところの閣員であるならば、強ひて御辭退申すのが至當である』と責めた。私は今日それ等議會の可否を論ずるを欲せぬ。議會の言論にはその時々によつて變る憾がある。かく憲政の大義を唱へて彼の留任を攻撃した政友會(國民黨を含む)は櫻田門事件で大隈と殆ど同一理由で留任し、その時大隈の留任を熱心に擁護した民政黨(憲政會)は、この時憲政の大義を唱へて内閣の留任を非難して止まなかつた、昨是今非か昨非今是か、私は今その是非を辯じたくない。たゞ大隈のみは眞にしか信じたのではあるまいか。彼の絶對服従の觀念から私はさう考へられるのである。

また、大隈の皇室に對し著るしく他と異なることの第一は、皇室と自身の關係に就て一言も口を發したことがないことである。彼は能く明治天皇に御信用がなかつたと宣傳された。普通の人なればこの宣傳に對し辯解も試みよう。若し誤解されたとすれば竊かにその事に對する自己の心事を語るであらう。當世の人に示さずとも記し置いて後世子孫に遺さうとすることもあらう。だが大隈には全くそのことがない。彼は總ての事に對して愚痴と辯解のなかつた人だが、皇室との關係に於ては最もさうであつた。藤波言忠子が晩年彼に遇つて明治天皇御紀編修のことを歸つた時に、率直な藤波子のこととして『閣下は明治天皇に御信任がありませんでしたから、御紀にはそのままに書きます、閣下のことは善く書けません』と言つた處が、彼はさうですかといつて微笑しただけで何も語らなかつた。別に意に止むる風もなかつたのである。私は彼の御信任は果して藤波子のいふごときものでなかつたこと、特別の思召もあらせられなかつたと信ずる。その二三の例は前に述べたが、彼は一度たりともかゝる事を誇り顔に口外した事はなかつた。人がそれを問うても多くは語らない、遂にはそれ等の名譽の事蹟も忘れられてしまふといふ有様であつた。それなら彼はそれを有難いと思はなかつたのかといふと、決してさうではない。人一倍それを有難がつてゐたのである。

現侯爵光子夫人の直話によると、『祖父は陛下の御事を始め御皇族方の御事につきまして、若しお目出たいことがあれば心から喜び、御不幸のことがあると本當に心底から心配するといふ風でありました、お上のことについては一生懸命でありました、毎年春になりますと、兩陛下に佛手柑や密柑や金柑などを作つて差上げるのが例で

した、それを作りますには、各方面から良ささうな苗木を取寄せまして、それに實を持たせて差上げるのでした、また、陛下の御下賜品は大變有難がつて非常に大切にいたしました、そして珍らしいものがあると第一にそれを陛下に獻じ、次にその一部を舊藩主に贈られました』と述べられたことを聴いても、大隈の皇室に對する尊崇の念が尋常でなかつたことが想ひやられる。されば彼の平日妄りに皇室の恩寵を語ることなく、行爲の辯解を試むることなく、黙々としてゐたのは尊崇と感謝の極致にあつたからではあるまいか。私は彼の深い敬虔の態度を見るのである。

大隈が舊藩主鍋島侯に盡したことも亦著るしかつた。彼は鍋島侯には晩年まで臣禮を執つて接せられた。鍋島侯に對する態度の懇懇懇切とその勤め振りの厚かつたことは何人も感じないものはなかつた。島津久光は嘗て舊家臣の誰彼を罵つて、彼等のごとき藩主に不忠な奴がどうして天朝の忠臣たり得るやといつたと傳へられてゐるが、大隈のみは完全に藩主に對して忠誠を失はなかつたのである。久光の語を借りれば彼は忠臣の資格があつたわけである。

以上述べたことで、大隈の皇室尊崇の如何に厚かつたかが想像される。だが、彼は何時も忠君愛國といふことも時代に連れて内容が變化せねばならぬ、立憲時代には立憲的忠君愛國でなければならぬといつてゐたが、彼自身は立憲政治家として果して如何なる忠君愛國の行爲があつたか、彼にいはすれば彼の政治的行爲は悉く立憲的忠君思想から割出されたのだといふかも知れないが、私は特に彼の行爲に就て考へて見たい。それは彼の出處進

退の際に於て見られる。彼が明治三年九月参議就任の時以來、廟堂に立つ時は何時でも條件を提出し、その條件の入れられるのを待つて始めて出たのである。決して無條件で立つたことのないことは既に屢々述べた通りである。がその辭任の時でも黙つて罷めたことは殆んどない。必ず理由を明白にし、これを天皇に奏聞して後に辭するを常とした。尤もさうしようと志しても、慣習その他の事情でさう出来ないこともあつたが、彼の志は何時もそこにあつたことは事實の證明するところである。

明治十四年十月十二日諭旨によつて参議を辭する際にも、彼は伊藤と西郷（従道）との勸告に接するや兩公のいふことは能く判つたが、辭表は明日陛下に拜謁して直かに捧呈しようといつて、翌朝参内しようと皇城に抵ると警視は遮つて参内を許さなかつた。轉じて有栖川宮に抵らんとしたがこれまた遮られて果さなかつた。大隈は辭職の理由を親しく聖上に訴へんとする考へであつたが果さなかつたのである。

明治二十二年十二月二十四日外務大臣を辭した時には辭表を上り、彼の病中廟議一變して彼の擔任した條約改正の業が中止と決定した。その時彼は、私にはその中止の後仕末が出来ませんから他の適當な人にやらせていただきたいと辭職の理由を明記して宸裁を請うた。從來大臣や参議の辭表は何れも病氣その任に堪へずといふのが唯一の理由で、他の理由を記するものがなかつたが、大隈の辭表は從來の型を破つた新例であつた。

明治二十四年十一月十二日、彼は樞密顧問官在職の身を以て、在野自由黨の首領板垣退助と會見し提携を約したといふので、時の松方内閣の奏請で諭旨免官となつた。この時彼は樞密顧問官拜命以來の聖旨を省へりみ辭職

の理由を詳記して上らんとしたが、松方は大いに驚ろき聖旨と稱して病氣辭職の形式を取らしめた。この時、彼は二十二年辭職の時と同一筆法に出でんとしたが果さなかつたのである。

明治三十年十一月六日、松隈内閣の外務大臣兼農商務大臣を辭した時の辭表は表面病氣を理由としたことと思はれるが、既にその時進歩黨は『既往の事蹟に徴し、現内閣は其の宣言を實行するの誠意なきものと認む、因て自今提携を絶つ』と宣言し、彼亦内閣改造を提議して容れられなかつたからであつたことは天下周知の事實であつて、陛下にも奏聞してあつたことと思はれる。

明治三十一年十月三十一日憲政黨内閣の總理を辭する時も、板垣内閣の反對によつて内閣の統一が維持されなから辭表を捧呈するといつて、理由を明記してゐるのである。最もこの時、板垣が彼に先んじ彼を弾劾して辭表を捧呈したのである。

若し夫れ、大正五年十月四日内閣總理大臣を辭せんとするや、その理由を明記するに止らずして後任首相に憲政會總裁加藤高明を推薦してゐる。内閣總理大臣が辭職に際して後任總理大臣を推薦し、内閣の交迭を圓滿たらしめたいといふのは大隈が多年の理想であつたが、こゝに始めてこれを試みたのである。しかし時運未だ至らざるか、彼の理想は遂に行はれなかつた。

かくのごとく辭職に際してその理由を明記するといふことは、大隈によつて始められたことで、これは立憲政治家として天皇に對して眞に責任を果さんと欲することより起つたことである。また辭職に際して後任首相を推

驚したことは、彼の前に明治四十一年七月三日、西園寺總理大臣が辭職に際して後任首相に桂太郎を奏請したことがあるのみである。彼はこれに倣つてこれを以て憲政の常道を確立せんとしたのである。これは成功しなかつたが、彼の立憲的尊皇主義の一として考へられる。

以上は、大隈の親孝行と皇室尊崇の事實の一である。彼の孝行が不思議の一に數へられた如く、彼の皇室尊崇もかなり特徴の著るしかつたことで、或は不思議の一に數へられるかも知れない。而して彼の皇室尊崇も母の感化より來つた事の多かつたのは彼自身の常に語る處であつた。故に彼は常に我が國では忠と孝とは須臾も分つて論ずることが出來ぬ、忠則孝、孝則忠、即ち忠孝無二であるといつたのは、正に大隈自身の信念であり感情であり、また行爲であつたのである。

## 幾度刺客に狙はれたか

武士道に於ておくれ取り申すまじき事と第一に教へられ、その『武士道とは死ぬことなり、毎朝毎夕改めて死ぬ、死ぬと常住死身に成つてゐたときは武道に自由を得る』と、葉隠に教養された彼は事に當つて勇往邁進、死を恐れて躊躇逡巡して自説を變へ、態度を曖昧にするやうなことがなかつたので、何か重大事件に會すると何時も怨恨怒罵の焦點となり、生命を狙はれ刺客の見舞を受けたことが幾度あつたか知れない。これ等の刺客に對する大隈の態度は極めて平然たるものであつた。刺客ありといふ警告を受けても、いや前觸のあるものに眞物はな

いよといつて一笑に付する、時には自分から進んで、刺客の中に入つて談笑する、遂には刺客が無二の親友となる、愈々襲はれてもそんなことは覺悟してゐるといつた調子、やられれば男子の本分だといひ、時には刺客を歎賞して國士の精神ありなどといつてゐる。これら刺客と大隈との關係は頗る面白い。

大隈が明治二、三年頃外務省より大藏省に轉じ、更に民部省を兼ねて財政の難局に當り、時弊を矯救するため随分思ひ切つた大鉈を揮つた。奏任以上の官吏の旅費俸給を半減したのもこの時である。また地方官知事の權力過大にして中央政府を凌ぐの觀があるので、極力これを壓服した。こんなことから苛察の奸臣、收斂の酷吏などと非難され、さては窮民救助の勅旨の遵奉が足りないとして逮捕の罪人と弾劾され、彈正臺で糾弾され、太政官で地方官と對決させられるなど彼の非難攻撃は極めて激烈であつたが、遂には大隈の首を斬らねば天下の事またなすべからずと憤慨し、頻りに彼を狙ふものが出て來た。北畠治房、人見寧、丸山作樂のごときその人々であつた。その他筑前及び久留米等の藩士には彼を殺さうとした人は幾人もあつた。また新潟府知事を罷めさせられた前原一誠の部下には、戊辰戦争等に轉戦した年少氣鋭の士も多かつたので、前原のために彼の首を斬らんとし刀を提げて押懸けたものも少くなかつた。これ等の連中に取圍まれても彼は平氣で、護身の用意一つなかつた。鐵道敷設を主張した時のごときは、自邸に養つてゐた食客のためにあはや生命を奪はれんとしたことさへあつたと傳へられてゐる。

征韓論の破裂から佐賀の亂の前後にかけて、彼は再び怨望的となつた。明治六年十二月には刺客に襲はれ

た。このことは『大隈侯八十五年史』などにも見えないことであるが、時の京都府参事榎村正直が、時の司法大輔山田顯義に與へた書翰の一節に、

過日東京ニ而、大隈參議を殺害せんとせし壯士あり、然れども大隈は用意よくして其事不成、家來に手疵を負せ候段相聞候由ニ而、

云々とある。これは同年十二月二十日附の手紙である。若し事實とすれば征韓論一派の狙つた處であらう。だがこれが事實か否かは、同書にも『又大隈を殺害しかけたる事實に有之候哉』と、事實の眞疑を質してゐるのでしかとはしないが、翌七年早々岩倉右大臣が、赤坂喰違で襲はれた事實もあつたことによつて見れば、全く無根の説でもあるまい。

次は明治七年二月江藤の佐賀の亂の時であつた。彼が多年の親交を顧みず、大久保に與して江藤を見殺しにするといふので、佐賀郷黨の人々が大いに憤激した。大隈こそ怪しからぬ斬つてしまへといふので、刺客が上京するといふことであつた。これを聞いた岩倉が驚いて大隈に警告した。

昨日便船ニ而、二十名或ハ四十名とも言ふ、右は貴卿を刺すの旨趣と聞く、肥前一體も同論と言ふ、

これは二月十三日のことである。併しこれが彼のいふ前觸のある刺客で、恐ろしいことはなかつたらしい。

その次は明治十一年五月大久保利通暗殺の時である。島田一郎等の斬奸狀には、

當時奸魁の斬るべき者を數ふ、曰く木戸孝允、大久保利通、岩倉具視、是其最も巨魁大隈重信、伊藤博文、黒

田清隆、川路利良の如き亦許す可らざる者、其他三條實美等數多の奸吏に至ては、則ち斗斛の釐算するに足らず、其根本を斬滅せば、枝葉隨つて枯落す、

といつて、彼は木戸、大久保に次いで斬るべきものとされたのである。最も島田等は自分等同志の者のみでは盡く志が達せられない。併し、我々の擧を見れば必ず感奮興起して我々の遺志を繼ぐものが現はれると信じてゐた。島田等の徒は多くは二十一二の青年で固より決死の覺悟だ。第一隊、第二隊、第三隊と組を作つて、第一隊がやり損じたら、次が出るといふ風にしてあつた。捕へられた連中に、連累者を白狀するため随分ひどい拷問等をしたが、これらの青年は一人として口を開かなかつたといふことである。

こんな風に團結してゐたから、彼等が見込み通りに行けば、大隈や伊藤も無論やられたのであらう。だがかかる事情を知つても大隈自身は平氣であつた。その年十月明治天皇に供奉して金澤へ行つた時に、それ等壯士の俱樂部盈進社を訪ねて壯士連中と會見した。彼の意は、斬る者も斬られる者も共に國家のためを思つてやることだ。憂國の至情は一つであるといつて、金澤へ行くと嚴重な警戒などを意とせず、一つ盈進社に遊びに行つて連中を驚ろかしてやらうと井上參議を引つ張つて出かけた。岩倉などは危いから止せと頻りに止めたが肯なかつた。とうとう二人で盈進社へ乗り込んで壯士連中と快談し、例の調子で昔は我が輩も頑固黨の攘夷家で壯士の仲間であつた。井上も斬られたこともあれば斬つたこともあるんだと、膝つき合せて語り合つた。御互に淡白な連中であつたから、誤解は釋然として氷解したさうである。大正二年九月彼は早稻田大學巡回講演に金澤へ行

つた時に、島田一郎の斬奸状を書いた陸義猶に遇つた。陸は當時主謀者の一人で終身懲役に處せられたが、大敵に遇つて出獄し前田家の編纂係をやつてゐた人である。大隈は陸を旅館に呼び、一杯飲みながら緩々と昔譚をされたさうである。さて徳産刺客に狙はれても未だ一度も眞にやられたことがなかつたが、明治二十二年十月十八日には條約改正問題で、たうとう外務省官邸前に於て來島恒喜に爆弾を投ぜられて九死に一生を得、隻脚を失つたことは誰知らぬものはないから、特に説くの要もあるまい。大隈は來島を憐み追悼法會には必ず百圓の香料を贈り、後には靈前で追悼演説をしたこともあつた。

來島は豫報なしで來たが、實は危険の豫報は頻々とあつた。條約改正の反對運動の高潮に伴ひ、彼の周圍には危険が刻々と迫つてゐた。十月十五日午後には壯士五六人が外務省に來て、彼に面會を求め、門前には草鞋穿きの壯士が二十餘人肩を怒らして突起つてゐた。十八日の朝、大隈は例のごとく早起きして庭園の秋色を眺め散策してゐると、四十人許りの壯士が邸へ押しかけたといふ様で極めて危険な情であつた。併し彼はこんな衆を侍んでゐるやうなものに何が出来るかとて氣にも留めなかつた。周圍の人々が警戒を嚴にすることを勧めたが、彼はその厚意を謝するのみであつた。守衛の用意などに就て一言もしなかつた。人々が度々注意すると、彼は國家の大事のため深く身命を捧げるのは大臣の本分だといふ意をほめかすのみであつた。來島にやられたのはその日の午後であつた。

次にまた前觸なく突然やつて來たのは、明治二十五年七月二十八日午後十一時五十分であつた。暑い夜で、早

稻田の大隈邸ではまだ誰も寝ないで涼を納れてゐた。玄關に一人の車夫が來て、矢野(文雄)さんの御使ですといつて、風呂敷に包んだ一つの箱を出して御返事下さいと立つてゐた。取次の者がこれを見ると表面に『伯爵大隈重信殿、密書親展』と記してある。疑ふ様もなく直ぐ様大隈の手許に差出された。夫人も同座してゐた。彼が命じて蓋を開くと中には一封の書状もなく、三本の針の装置ある上に、異様のブリキ罐があつた。彼は執事に命じて調べさせたが何物とも分らなかつた。それで直ちに巡查派出所に訴へ、牛込警察署に廻され、牛込警察署では危険物として東京地方裁判所へ廻附した。裁判所で砲兵工廠に命じて試験させると、火薬は眞物で充分の爆發性を具し、無数の散弾さへ雜つてゐた。極めて危険物と知られた。車夫を捕へて訊問すると、私は四谷見附外で客待中に頼まれたので、何も知らないといふので嘘らしくもなかつたといふ。これと同時に内務大臣河野敏鐵邸にも同一の方法で届けられたが、幸ひに何等の害もなかつた。この事件は當時かなりの評判であつたが、何者が何の原因でやつたのかとう／＼不明の中に終つた。だが實はこの時は非常に危険であつたので、若し乾燥してゐればどんな大事が起つたか知れなかつたのである。

丁度その頃、九州の某壯士團體間に一大陰謀があつて、大隈、板垣兩伯を殺さうと企てゝゐるといふ風説が一つの新聞に出た。この説を某政客が大隈に告げると、いや前觸のある暗殺は大丈夫だ、二十年來毎年必ず二三度宛はそんなことがあつたが、前觸つきのものに危険はなかつた、だが前日の爆裂彈は怖かつた、家内中残らず一つの文函の周圍に集つて、愚妻などは特に不思議がつて開けにかゝつた、火薬の中もかき廻して見た、この頃砲兵

工廠の試験を聞けば火薬の中には無数の散弾が入つて居た、乾燥してゐれば無論効力があつたさうだ、若しやられれば一家餘類無かつたらう、足一本では罪が亡び切れないと見えると大笑されたさうである。

さてこのことを新聞で見た矢野は大いに驚いて大隈に見舞状を出した。だが始めは何か壯士の悪戯位に思つてゐたが、後にその事が決して悪戯どころでない、極めて危険物であつたと知つて大いに恐懼し、同月三十一日重ねて見舞状を出し、懇々と將來の注意を促した。

謹啓去る二十八日之件は、尋常の悪戯とのみ想像致居候處、今朝之詳報にては實際危険之爆裂物に相違無之候由、驚人候次第に御座候、特に詐りとは乍申、小生之名杯假染にも被用、誠に不相濟事共に御座候、最早や又候右様之事も無之とは存候得共、函物其他差上候節は、先づ電話にて拙宅より一應申上候事に爲致候間、左様御承知奉願置候、畢竟世上之風波も昨今暴らび候より、右様之件出来候事と存候、何共別而御注意御自愛奉祈候

と述べ、更に袖書に於て、

以後小生之紹介書杯を持參者ありとも、豫め申上置候者の外は御面會御注意奉願置候、此節柄何様之者あるも知れず、懸念仕候得ば也

と注意したのである。

この事件は餘程巧妙に仕組まれたと見えてとう／＼檢舉されないでしまつた。しかし、誰も何のための擧か知

るものなく新聞などにも想像説を掲ぐるに止まつた。されば巧妙は巧妙でも、何のために行つたのか判らないとすれば全く刺客の目的は無意味になる。これは斷じて憂國の士の行爲ではない。

元來刺客はその人の行爲を憎むので、その人を憎むのではない。故にその人にしてその行爲を改むれば、その目的は達せられるのである。故に刺客には成否如何に拘らず、必ず明瞭なる理由とその發表とが伴はなければならぬ。されば古來刺客には斬奸狀が伴ひ、必ず死を以て當つたものである。若し人を殺さうとし自ら死するを思はず、理由を明かにせず逃避して免かれんとするときは、市井の殺人と異なる處がない。さういへば、大正五年一月十二日の夜に起つた福田和五郎の投じた爆弾などもその類ひではあるまいか。

大正五年一月十二日大隈が宮中豊明殿に於けるミシエル大公歓迎の夜宴に參列して、午後十時頃退出し、自動車を買つて早稻田の自邸に急ぐ途中、山吹町にさしかると突然四邊の闇を劈いて、自動車の前面にブリキ罐があつたやうな音響が二度ばかりした。車を停止して調べると前方のエンジン・カヴァの右側に二箇所の瑕痕があつて、二箇の牛肉罐詰ぐらゐのブリキ罐が大地にころがつてゐた。その中を檢すると火薬らしいものが詰つてゐた。運轉手は驚いて眞青になり、一旦彼を邸へ送り届けた後、早稻田署へ急訴した。だが曲者は素早く逃げ去つたので、その時はまだ何ものともわからなかつた。

大隈はその夜爆弾に見舞はれたことを誰にも話さなかつた。彼は平日と變りなかつた。翌日同乗してゐた久松執事がこのことを綾子夫人に話をする、夫人は恰度發熱して病臥中であつたが、そんなことはもう何十年前か

ら覺悟してゐるからといつて別に氣にもされなかつた。犯人は幾何もなく逮捕されたが、これは福田和五郎外四五名の所爲と知られた。大隈は後にこの時のことを語つて、先年我が輩に何だか玩具のやうな爆弾を投げた者など、そつと投げて置いて逃腰であるんだから何にもならぬ、命が惜しくて逃げる方が速いやうでは刺客もちと怪しいものであると冷笑したのであつた。

矢野は大隈と刺客の關係を語つて、「大隈さんは御一新以來度々危険なことがあつた、刺客などにつけ狙はれたことは幾度あつたか知れぬ。我々にしても自ら危険を感じたこともある、偶には護身用の武器を持つて歩いたこともある、然るに大隈さんは危険の程度は我々以上の時でも少しもこれを身に着けなかつた、徒手で平氣で歩かれた、劍なども持つてゐない。この點は實に不思議だと思つてゐるが、死生に對してはどうして却々達觀された人である」と述べてゐる。これが大隈の平生である。彼が國事にたづさはる意氣と死生に達觀した心境がよく知れると思ふのである。

— 完 —

昭和十八年九月二十日印刷  
昭和十八年九月二十五日發行

出版會承認 あ480591號



### 大隈重信

— 新日本の建設者 —

定價 四圓五拾錢  
特別行爲稅相當額貳拾參錢  
合計 四圓七拾參錢

著者

波邊幾治郎

發行者

飯島將嘉

印刷者

株式會社 二葉印刷所  
(東東二二二)

發行所

東京都神田區錦町一丁目十一番地  
照林堂書店

會員番號 一一二〇五三

電話神田七〇五・二七九八

振替口座東東六〇一八三

配給元

東京都神田區淡路町二丁目九番地  
日本出版配給株式會社

6,000部

978
47

終